

第2次

東御市男女共同参画推進基本計画

（令和4年度～令和8年度）

一人ひとりが輝いて暮らせるまちをめざして

（案）

東 御 市

目 次

第1章 東御市男女共同参画推進条例の制定と基本計画の策定について

第1節 東御市男女共同参画推進基本計画の策定について	2
1 計画策定の趣旨	2
2 基本計画の目的	3
3 基本計画の性格と位置付け	3
4 新たな視点	3
5 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み	4
6 基本計画の期間	6
第2節 東御市男女共同参画推進条例について	6
1 条例制定の趣旨	6
2 基本理念	6

第2章 基本計画の基本目標と体系

1 基本計画の基本目標	10
2 基本計画の体系	12

第3章 施策の展開

基本目標1 両性の尊重と性差別の根絶	16
基本目標2 男女共同参画を促進するための制度の見直しと改善【女性活躍推進法】	21
基本目標3 学習会等の充実	29
基本目標4 家庭における理解と協力【女性活躍推進法】	35
基本目標5 女性の社会参画の促進【女性活躍推進法】	40
基本目標6 家庭生活と社会活動等が両立するための支援	45
基本目標7 母性の保護と市民の健康の増進	48
基本目標8 国際社会の動向の理解と協調	52

第4章 基本計画の推進

1 推進体制	56
2 基本計画の進行管理	57
3 基本計画の評価指標	57

資料

男女共同参画社会基本法	
東御市男女共同参画推進条例	
男女共同参画に関する国内外の動き	
東御市男女共同参画推進基本計画策定の経過	
東御市男女共同参画審議会委員名簿	

第 1 章

東御市男女共同参画推進条例の制定と 基本計画の策定について

第 1 章

東御市男女共同参画推進条例の制定と基本計画の策定について

第1節 東御市男女共同参画推進基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

「日本国憲法」には、人は誰でも一人の人間として尊重され、平等であると定められています。また、平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」でも「男である」、「女である」に関係なく互いに認め合い、自分の意思で、それぞれの持つ個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野で、力を合わせて参画することのできる男女共同参画社会を目指すとしています。

東御市では、これらの理念に基づき、平成 18 年 3 月に「東御市男女共同参画プラン」を策定するなど、関係諸団体とともに、男女共同参画社会の実現のための様々な取り組みを進めてきました。

これらの取り組みを年々進めてきたことにより、市民の男女共同参画に関する意識は徐々に高まってきていますが、いまだに「男はこうあるべきだ」、「女はこうあるべきだ」というような性別で役割を決めつけてしまう考え方や慣行が残っていたり、行政や自治会などの方針決定の場への女性の参画が不十分であるのも現実で、男女共同参画社会の実現にはなお一層の取り組みが必要だといえます。

国際的には、平成 27 年に国際連合で 17 の目標からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、そのうちの「ジェンダー※1 平等を実現しよう」という目標に向けた取り組みが進められていますが、「世界経済フォーラム」が公表している、各国における「ジェンダー・ギャップ指数※2」をみると、令和 3 年（2021 年）の日本の順位は 156 か国中 120 位と依然低く、特に政治分野は 147 位、経済分野も 117 位と全体を低く引き下げています。

また、令和 2 年に拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の生命や生活、経済、社会に大きな影響をもたらし、特に女性の割合が高い非正規雇用者の解雇、ひとり親家庭の困窮、女性への家事・育児・介護の負担感の増など、ジェンダーに起因する課題が、一層の顕在化・深刻化してきています。

一方、これを契機とした、テレワーク（在宅勤務）の導入やオンライン活用の拡大で、働く場所や時間の柔軟化が進み、家事・育児等への男女共同参画の進展が期待されるなど、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現に向けた取り組みが必要となっています。

東御市では、このような社会情勢の変化を踏まえながら、地域全体で男女共同参画の意識を高め、一人ひとりがさまざまな視点を認め合い、だれもが自分らしく生きることが出来る男女共同参画社会実現のため、「第 2 次東御市男女共同

参画推進基本計画」を策定します。

2 第2次基本計画の目的

- (1) 「東御市男女共同参画推進基本計画」(以下、「基本計画」という)は「東御市男女共同参画推進条例」の制定を受けて、今後東御市が取り組むべき目標と施策を明らかにするために平成24年に策定。平成29年度の後期計画策定を経て施策の推進をしています。
- (2) 今年度が計画の最終年度にあたることから、男女共同参画社会の実現のために施策の評価や課題を踏まえ、新たな視点を加えた上で、策定するものです。
- (3) この第2次基本計画を定めて市の施策の方針を明らかにすることにより、市民、地域団体、事業者、教育関係者などの自主的な協力を得ることが期待でき、より効果的な事業の推進が可能になります。

3 第2次基本計画の性格と位置付け

- (1) この第2次基本計画は、令和3年2月1日～令和3年2月24日に実施した「東御市男女共同参画に関する市民意識調査」、「東御市男女共同参画に関する事業所調査」の結果を勘案して計画の見直しを行い、策定しました。
- (2) この第2次基本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」(2021～2025)や、県の「第5次長野県男女共同参画計画」(2021～2025)、また、市の「第2次東御市総合計画」(2014～2023)、との整合を図り策定しました。
- (3) 「女性活躍推進法」(平成27年成立)の趣旨を踏まえた取り組みを、重点的に推進しており、女性の職業生活における活躍に関する事項については、項目等に「【女性活躍推進法】」と表示しております。

4 新たな視点

第2次基本計画では、基本計画策定後の社会情勢の変化を踏まえ、次の新たな視点を加え、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、これまでの常識が大きく変わろうとする中、ニューノーマル^{※3}時代に向けた働き方や暮らし方などの変革、ワーク・ライフ・バランス^{※4}の推進を図る必要があります。
- (2) SDGsの理念を踏まえた、ジェンダー平等の視点を浸透させることが求められています。

- (3) 年齢・性別・国籍・障がいの有無等の様々な属性の人々が個性と能力を発揮して活躍するため、多様性（ダイバーシティ）を尊重する視点を取り込む必要があります。

5 S D G s（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

S D G s（エス・ディー・ジーズ）は、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても、世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



基本方針・基本計画に掲げる施策と関連する S D G s の目標は次のとおりであり、基本方針・基本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
--	-----------	---

	保健	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	経済成長と雇用	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	不平等	【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	平和	【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）

—導入のためのガイドライン—

6 基本計画の期間

令和4年度から令和8年度（2022年から2026年）までの5年間を対象としています。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じ随時見直しを図っていきます。

※1 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。（例）「女らしさ」「男らしさ」、「女の役割」「男の役割」など。

※2 ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表する指数。経済・政治・教育・健康の4つの分野のデータから作成され、男女の違いにより生じる様々な格差について「0」が完全不平等で1が完全平等で示す。令和3年（2021年）公表の日本の総合スコアは0.656、日本は教育・健康の分野の指数は高いが経済・政治の分野の指数が低いことが先進国の中で最低レベルとなっている要因。

※3 ニューノーマル：新型コロナウイルス感染症によって訪れた「新しい日常」のこと。

※4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」が、自ら希望するバランスで展開でき、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上さらには社会・経済の活性化に寄与するといわれる。

第2節 東御市男女共同参画推進条例について

1 条例制定の趣旨

市では、平成17年3月に策定された「第1次東御市総合計画」の中で、男女共同参画の推進を重要施策の一つと位置付け、市と市民、地域団体、事業者、教育関係者などが一体となってこの事業を進めるために、平成21年12月に「東御市男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例制定を弾みに男女共同参画社会の実現に向けて、市と市民が一体となって進むべき目標が定まり、推進してきました。

2 基本理念

「東御市男女共同参画推進条例」は男女共同参画社会の実現を図るための指針として、男女共同参画を推進する上で基本となる8つの基本理念を定めており、本計画においても下記の基本理念に位置づけるものとします。

1

男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別により差別されることのないようにしましょう。

2

社会における制度又は慣行についての配慮

「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担が、地域活動や職場、学習の場等における活動のさまたげにならないようにしましょう。

3

男女共同参画についての学習の推進

社会のあらゆる場（家庭、地域、職場、教育の場等）で男女の人権が尊重され、男女共同参画について学ぶことができるようにしましょう。

4

家庭生活における共同参画

家庭においても家族が男女の別なく互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、子育てや介護、その他いろいろな家庭生活の中でやらなければならないことをともに行いましょう。

5

政策等の立案及び決定への共同参画

市における政策やその他社会で決める大切なことを、男女一緒に考え決めていきましょう。

6

家庭生活における活動と他の活動との両立

家庭生活を無理なく送りながら、私たち一人ひとりが持っている能力を発揮することができるように、男女が共に地域で活動し職場で働くことができるようにしましょう。

7

母性の保護と生涯にわたる健康の保持増進

女性には妊娠及び出産という大事な役割があります。この女性の役割を保護するとともに、それが女性の社会活動を妨げることのないよう配慮しなければなりません。また、男女ともに生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにしましょう。

8

国際社会における取り組みの理解

男女共同参画の推進は、世界の動きや考え方を理解し、取り入れながら進めましょう。

第 2 章

基本計画の基本目標と体系

第2章 基本計画の基本目標と体系

1 基本計画の基本目標

この第2次基本計画は、東御市男女共同参画推進条例第3条に定める基本理念に基づき、以下に掲げる8つの基本目標を定めます。この基本目標については、更に具体的目標を定め、その目標に沿った施策の方向を決定しました。

また、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえた取り組みを進める他、ニューノーマル時代に向けた変革とワーク・ライフ・バランスの推進、SDGsの理念を踏まえたジェンダー平等の視点、様々な属性の人々が活躍するための多様性の視点を、新たな施策の方向として重点的に加えることとしました。

《基本目標1 両性の尊重と性差別の根絶》

人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を促進し、性差別を許さない環境づくりと男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

《基本目標2 男女共同参画を促進するための制度の見直しと改善》【女性活躍推進法】

男女共同参画社会の実現を阻害している社会制度や慣行を見直し、その改善とワーク・ライフ・バランスの推進に努めるとともに、SDGsの理念を踏まえた、ジェンダー平等の視点を浸透させます。

《基本目標3 学習会等の充実》

男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、学習会や講座等を開催し、男女共同参画意識の啓発に努めます。

《基本目標4 家庭における理解と協力》【女性活躍推進法】

家庭における男女の役割分担意識を是正し、男女が理解し協力し合う家庭生活の実現を目指します。

《基本目標5 女性の社会参画の促進》【女性活躍推進法】

市やその他社会のあらゆる場において、男女が共同して方針の立案や決定に携われるよう、女性の社会参画を促進します。

《基本目標6 家庭生活と社会活動等が両立するための支援》

女性が家庭生活と社会活動等を両立できるよう、保育サービスや介護サービスを充実するとともに、それをサポートする地域社会の実現を図ります。

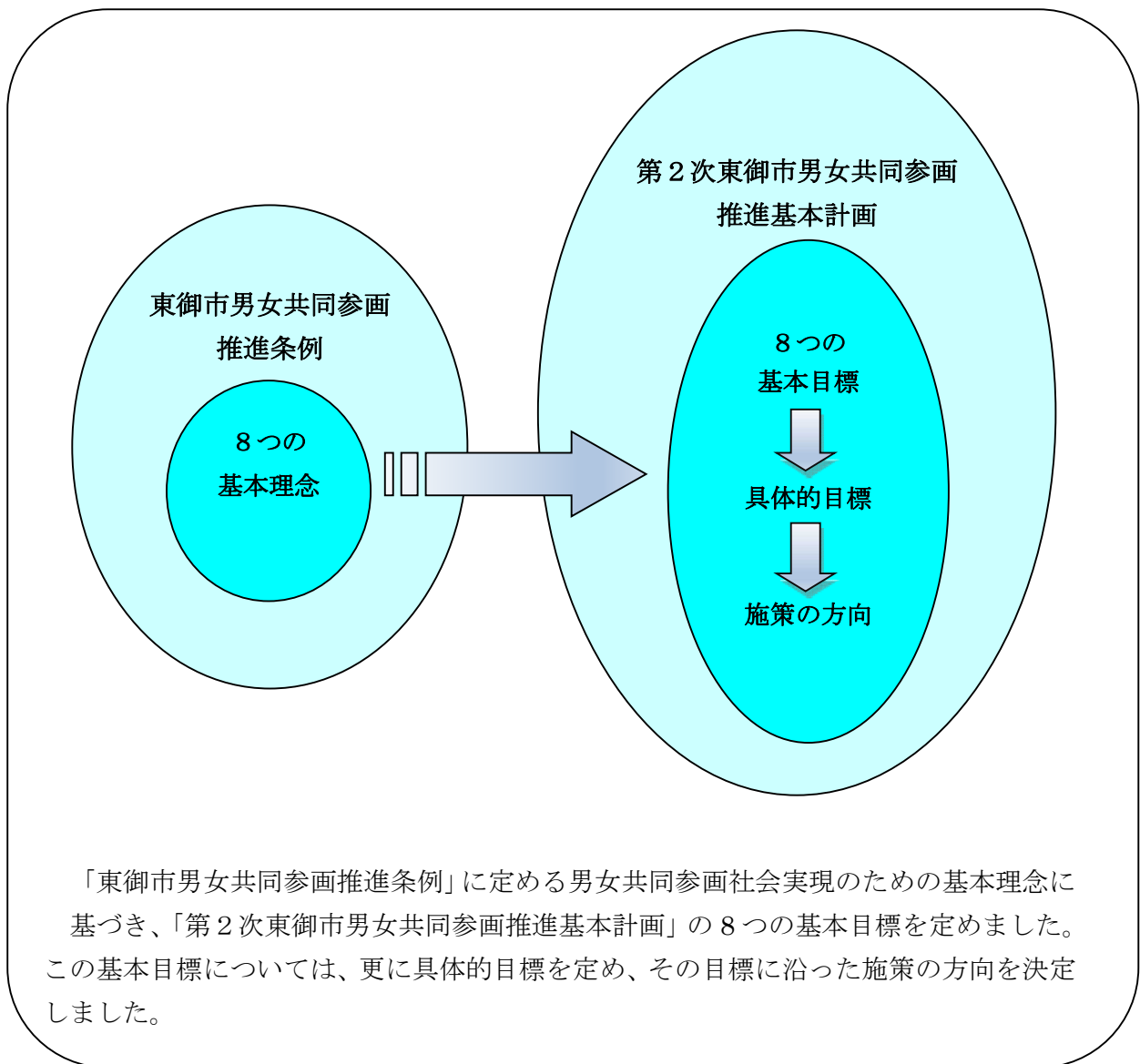
《基本目標 7 母性の保護と市民の健康の増進》

女性が安心して妊娠・出産・育児ができるよう母性尊重の意識を啓発し、母子保健の充実を図ります。また、市民が、生涯を通じ健康でこころ豊かに過ごせるように、健康づくりを支援する施策の推進と、困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重を推進します。

《基本目標 8 国際社会の動向の理解と協調》

男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な視野に立った取り組みをし、諸外国との協調を図ります。

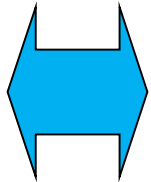
条例の基本理念と基本計画の基本目標の関係



2 基本計画の体系

東御市男女共同参画推進条例

基 本 理 念
1 男女の人権の尊重
2 社会における制度又は慣行についての配慮
3 男女共同参画についての学習の推進
4 家庭生活における共同参画
5 政策等の立案及び決定への共同参画
6 家庭生活における活動と他の活動との両立
7 母性の保護と生涯にわたる健康の保持増進
8 国際社会における取り組みの理解



第2次東御市男女共同参画推進基本計画 体系図

基 本 目 標	具 体 的 目 標	施 策 の 方 向
1 両性の尊重と性差別の根絶	(1) 両性の尊重と男女の性に関する教育の推進 (2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	①互いの人格を尊重し合う社会実現の啓発 ②性差別に関する相談体制の充実 ①暴力根絶に向けた啓発活動の推進 ②家庭内暴力についての相談窓口の充実 ③暴力を受けた被害者に対する支援
2 男女共同参画を促進するための制度の見直しと改善【女性活躍推進法】	(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し【女性活躍推進法】 (2) 雇用における機会均等と就労条件の整備 (3) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の確立	①SDGsの理念を踏まえた、ジェンダー平等の視点の浸透 ②家庭・地域・職場における社会制度や慣習の見直し ③広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進 ④あらゆる分野における女性の活躍の推進【女性活躍推進法】 ①男女の雇用機会均等に関する啓発 ②働きやすい環境の整備 ③労働に関する相談の充実及び就業に関する情報の提供 ④ワーク・ライフ・バランスの推進 ①時代の流れに対応できる経営者の育成 ②女性農業者・女性農業経営者の育成
3 学習会等の充実	(1) 共同参画を推進するための教育・学習の促進 (2) 支援団体等との連携と協調	①男女共同参画学習会の充実 ②幼稚園・保育園・学校における教育の推進 ③リーダーの養成と活動の支援 ①活動団体の育成及び支援 ②地域の女性団体の実態把握とネットワーク化の促進 ③自主的な活動への支援
4 家庭における理解と協力【女性活躍推進法】	(1) 男女が互いを理解し協力する家庭の実現 (2) 男女が共に関わる家事・育児・介護の促進【女性活躍推進法】	①家庭における男女の役割分担意識の是正 ①男女が共に築く家庭生活の充実 ②家族が共に関わる、家事・育児・介護の大切さの見直し【女性活躍推進法】
5 女性の社会参画の促進【女性活躍推進法】	(1) 政策・方針等の立案及び決定への女性の参画の拡大【女性活躍推進法】 (2) 地域の社会活動への女性の参画の促進	①審議会等への女性の参画・登用の促進 ②職場における女性の管理職への積極的登用 ③女性の人材育成と女性リーダーの養成【女性活躍推進法】 ①自治会等における女性参画の促進 ②活動団体の育成及び支援
6 家庭生活と社会活動等が両立するための支援	(1) 仕事と育児・介護の両立のための社会的支援 (2) 地域社会との連携	①保育サービスの充実 ②子育て支援サービスの充実 ③介護サービスの充実 ①地域の多様性に基づいたネットワークの構築 ②男女が共に関わる地域づくりの促進
7 母性の保護と市民の健康の増進	(1) 母性の尊重と保護 (2) 生涯を通じた男女の健康づくり支援 (3) 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重	①母性尊重の意識の啓発 ②妊娠、出産、育児の安心 ③性感染症予防への取り組み ①ライフステージに応じた健康づくり支援 ②相談体制の充実 ①ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている者への支援 ②性の多様性への理解促進 ③どのような属性の人たちでも安心してらせる環境整備
8 国際社会の動向の理解と協調	(1) 国際的視野に立った事業の取り組み	①諸外国の事業把握とその活用 ②国際交流の推進と協調

第 3 章

施策の展開

第3章 施策の展開

基本目標 1 両性の尊重と性差別の根絶

人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を促進し、性差別を許さない環境づくりと男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

【現状と課題】

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお「家庭のことは女性の仕事」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

令和元年度に市民を対象に実施した「人権と暮らしについての意識調査 問 7」※5で、「女性に対する差別・偏見があると思いますか」と尋ねたところ、「あると思う」との回答が全体で 61.6%にも達し、前回調査(H26)から 0.9 ポイント増加しています。女性の人権問題は、女性自身の意識の問題であるとともに、男性の人権意識の問題でもあり、男女ともに意識改革が重要な課題です。

また、令和3年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査※6（以下、「令和3年市民意識調査」という） 問 15」では、「配偶者やパートナー、交際相手から暴力を受けた経験がありますか」と尋ねたところ、「ある」と回答した方が、全体で 10.4%、男女別では男性が 3.8%、女性は 15.7%となっており、それぞれ前回調査（H28）より 2 ポイント程度低くなっているものの、引き続き根絶に向けた取り組みが必要な課題となっています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）※7、デート DV※8 やセクシュアル・ハラスメント※9 などに加えて、近年 SNS※10 などインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴った暴力もあり一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

さらに、配偶者やパートナー、交際相手から暴力を受けた経験があると回答した人に對し、「令和3年市民意識調査 問 15(2)」において、「どこかに、また誰かに相談しましたか」と尋ねたところ、半数近い方は「家族や親戚に相談した」、「知人、友人、職場の上司や同僚などに相談した」と回答しているものの、「誰にも言いたくなかった、言えなかった」方が 25.0%の他、「相談窓口は知っていたが、相談しなかった」方が 5.6%、「相談できる場所（人）を知らず、相談できなかった」方が 4.2%いるなど、1/3 以上の人が相談しない（できない）状況となっており、これらの人たちに対する相談窓口の充実や、被害者への支援は欠くことのできない事業となっています。

市では、差別のない社会を実現するために、幼児期からの発達段階に応じた教育の過程の中で、人権教育に努めるとともに、男女がお互いの人権を尊重し合い、暴力のない

社会の実現のための事業を推進し、関係各課で相談体制の充実を図っていきます。

※5 令和元年度 人権と暮らしについての意識調査：令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの 1 か月間、市内の 20 歳以上の男女 2,000 人を対象に、郵送による配布・回収で人権と暮らしについての意識調査を実施。有効回収率は 36.1%（回答者 722 人）。

※6 令和 3 年 男女共同参画に関する市民意識調査：令和 3 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 24 日までの 24 日間、市内の満 18 歳以上の男女 1,200 人を対象に、郵送・電子申請による回収で男女共同参画に関する意識調査を実施。有効回収率は 42.3%（回答者 508 人）。

※7 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為のこと。

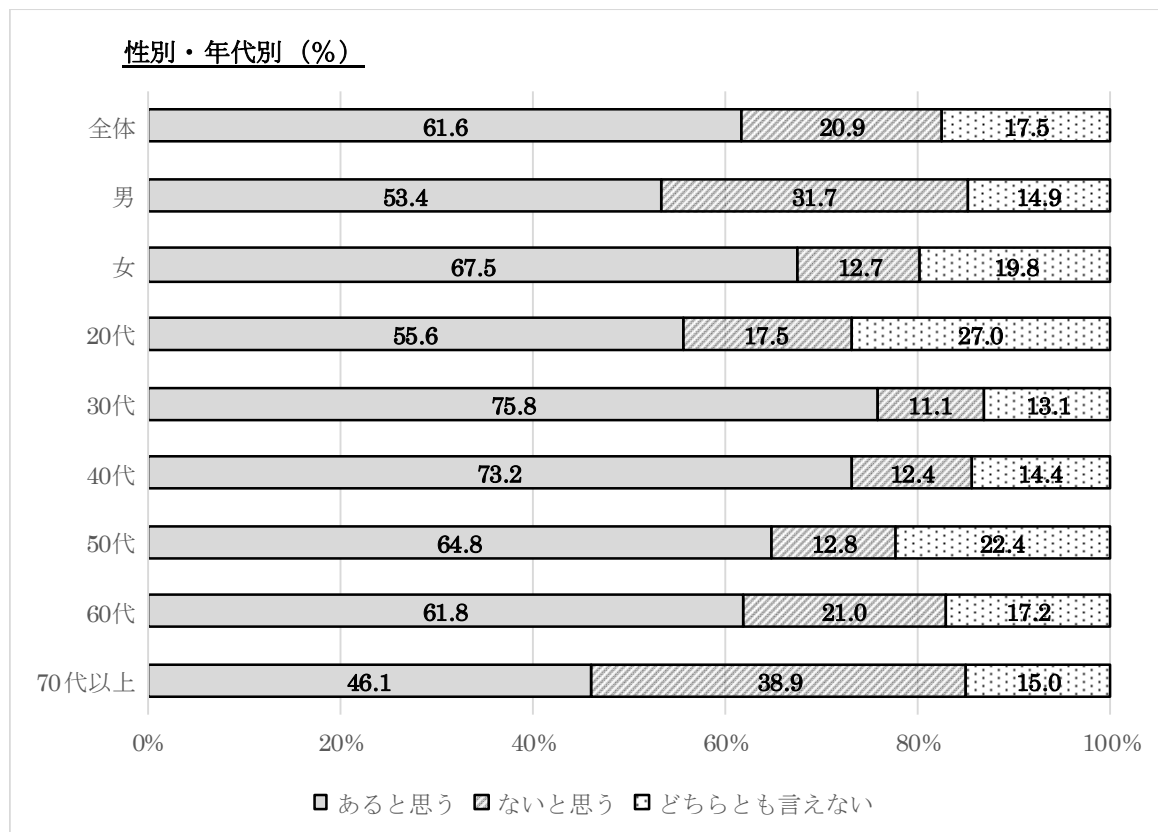
※8 デート DV：交際中のカップルの間でおこる暴力的行為のこと。

※9 セクシュアル・ハラスメント：性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識から生じた言動により個人に不快感や不利益を与えたり、生活環境を害したりすること。

※10 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型 web サイト。

令和元年度 人権と暮らしについての意識調査 問7

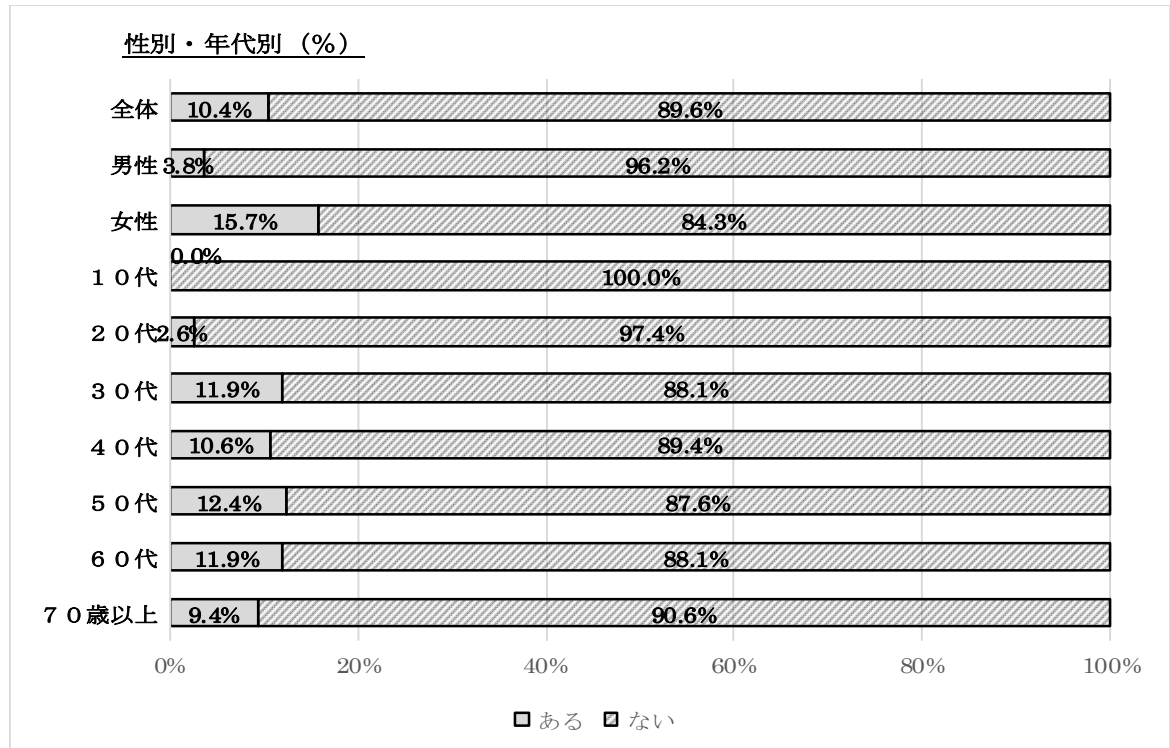
あなたは、女性に対する差別・偏見があると思いますか。（回答者数 709 人）



令和3年 市民意識調査 問15

あなたは、配偶者やパートナー、交際相手から暴力を受けた経験がありますか。

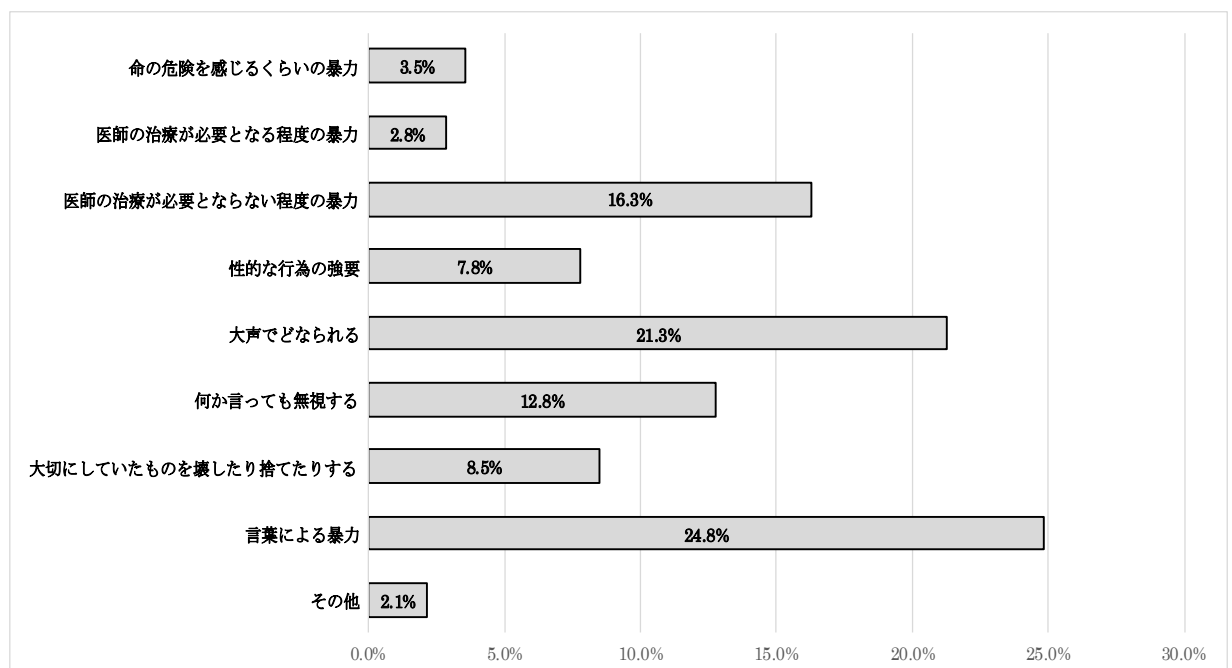
(回答者数 508 人)



令和3年 市民意識調査 問15 (1)

「ある」と答えた方は、下記のどのような行為ですか。【複数回答可】

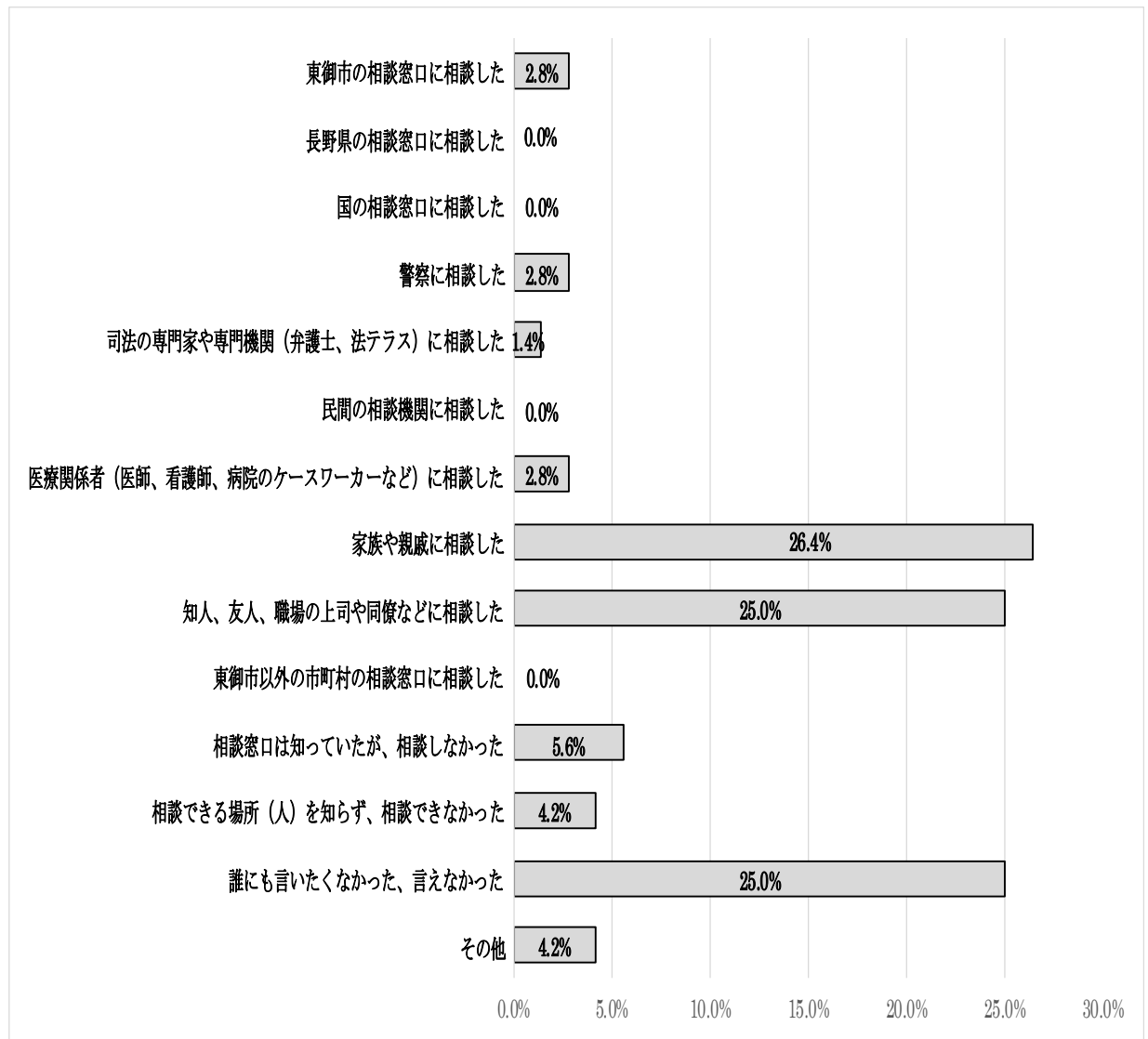
(回答者数53人、回答数141件)



令和3年 市民意識調査 問15(2)

そのような行為を受けたことについて、どこかに、また誰かに相談しましたか。【複数回答可】

(回答者数53人、回答数72件)



具体的目標（１）両性の尊重と男女の性に関する教育の推進

◆施策の方向

- ①互いの人格を尊重し合う社会実現の啓発
- ②性差別に関する相談体制の充実

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
人権教育・人権学習の充実	学校などでの人権教育を推進するとともに、地域においても人権啓発学習等の活動を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。	教育課 人権同和政策課
性教育の計画的実践	男女が自身の性を前向きにとらえ、お互いを尊重しつつも自分らしく生きるための思春期健康教育などの学習を進めます。	健康保健課
	教育計画の中で児童の成長に応じた性教育を位置づけ学習を進めます。	教育課
社会環境の浄化	男女の人権を侵害する書籍類の撤去活動を行い、性の商品化や性差別を助長する環境の浄化を目指します。	教育課
相談機能の充実	性差別に関する相談機能を充実します。人権相談、よろず相談及び日常的な相談受付。	人権同和政策課 関係各課

具体的目標（２）男女間のあらゆる暴力の根絶

◆施策の方向

- ①暴力根絶に向けた啓発活動の推進
- ②家庭内暴力についての相談窓口の充実
- ③暴力を受けた被害者に対する支援

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
暴力根絶のための啓発	ポスターの掲示等により男女の人権に対する意識の啓発に努め、男女間のあらゆる暴力の根絶のための意識啓発に努めます。	人権同和政策課
相談体制の充実	男女間のあらゆる暴力や家庭内暴力の相談に迅速な対応ができるよう、県男女共同参画センター・県女性相談センター等の関係機関との連携を強化し相談体制の充実を図ります。	福祉課 教育課 人権同和政策課
暴力を受けた被害者に対する支援	緊急に援助を必要とする女性などへの早急な保護・救済を行うため、関係機関との連絡・調整など支援体制の充実を図ります。	福祉課 関係各課

基本目標２ 男女共同参画を促進するための制度の見直しと改善 【女性活躍推進法】

男女共同参画社会の実現を阻害している社会制度や慣行を見直し、その改善に努めます。

【現状と課題】

「令和３年市民意識調査 問１」で、「現在、世の中は男女平等であると思いますか」と尋ねたところ、「平等」であると回答した人の割合は、学校教育においては、全体で 62.2%（男性 64.8%、女性 60.8%）であったものの、職場では 28.1%（男性 31.0%、女性 25.5%）、社会通念・慣習・しきたりでは 9.6%（男性 13.1%、女性 7.0%）、にとどまるなど、男女共に男性が優遇されている社会であるという意識が強いようです。

また、「令和３年市民意識調査 問１４」で、「選択的夫婦別姓は認められるべきか」を尋ねたところ、全体で 50.2%（男性 42.3%、女性 55.9%）の人が、「認めるべきだと思う」と回答するなど、婚姻後も仕事を続ける女性が増えていることなどを背景に、家族に関する法制のあり方にも関心が高まってきていることから、今後の国民意識や国会における議論の動向にも注視が必要となります。

出産・育児に関する支援については、令和３年に実施した「男女共同参画に関する事業所調査^{※11}（以下、「令和３年事業所調査」という）問７」において、51人以上の企業において 100%、50人以下の企業においても 7割以上が育児休業制について就業規則等で整備されていると回答があったものの、育児休業・育児休暇・育児短時間勤務制度を利用した男性は、数名にとどまっているほか、介護休業制度においても同様の結果となっています。今後、男性の育児休暇取得促進のための新制度^{※12}の施行に伴い、企業自らの積極的な取組が進むよう、関係機関・団体等と連携した普及啓発を行う他、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する、DX（デジタルトランスフォーメーション）^{※13}の推進によるテレワーク、フレックスタイムなど、企業等における多様で柔軟な働き方の啓発と制度の導入促進が必要となります。

なお、「令和３年事業所調査 問６」で女性活躍推進法^{※14}について企業に尋ねたところ、回答数 44社のうち 25.0%が「知っていて実行している」との回答でしたが、20.5%は「知っているが実行していない」との回答でした。

女性活躍推進・ジェンダー平等の視点の浸透のため、法の趣旨も踏まえて社会の制度見直しや改善を図るとともに、固定的役割分担に基づく地域の慣習などについてもその見直しに取り組むことにより、女性が働きやすい職場づくりと地域活動への女性の参画の促進を目指し、改善に努めていきます。

※11 令和３年 男女共同参画に関する事業所調査：令和３年２月１日から令和３年２月 24 日までの 24 日間、市内 85 社の事業所を対象に、郵送・電子申請による回収で男女共同参画や、女性の活躍、仕事と家庭の両立支援に関する状況把握に関する調査を実施。有効回収率は

51.8%（回答数 44 件）。

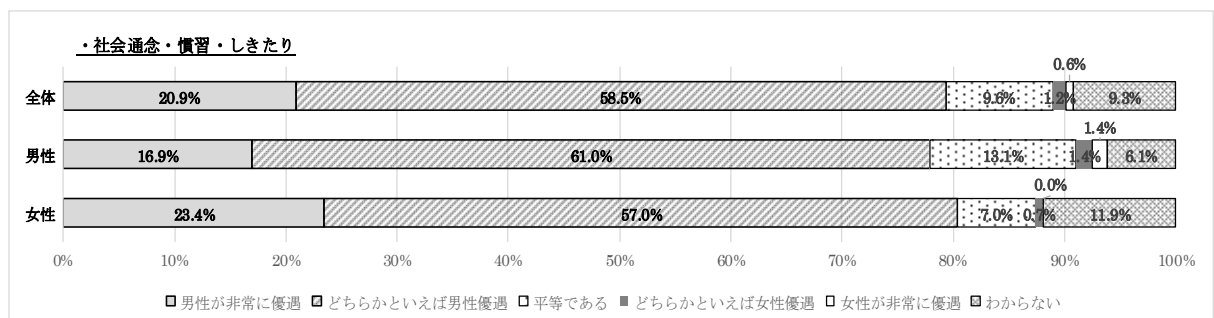
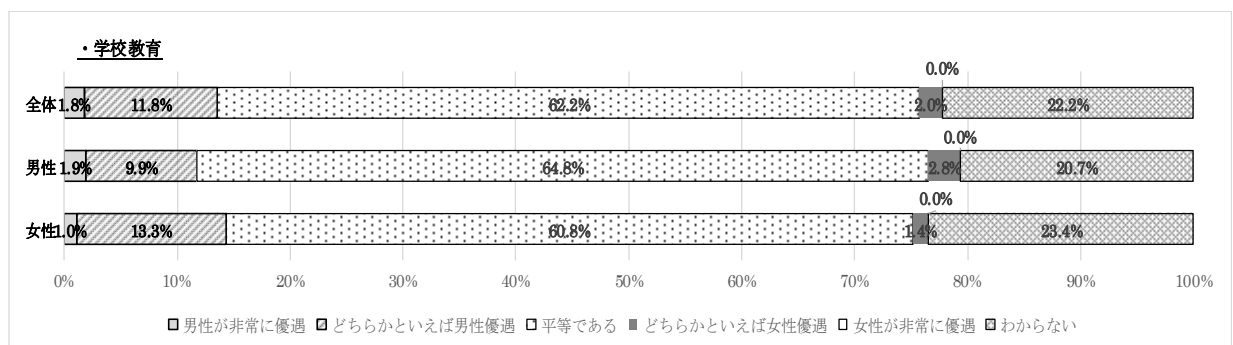
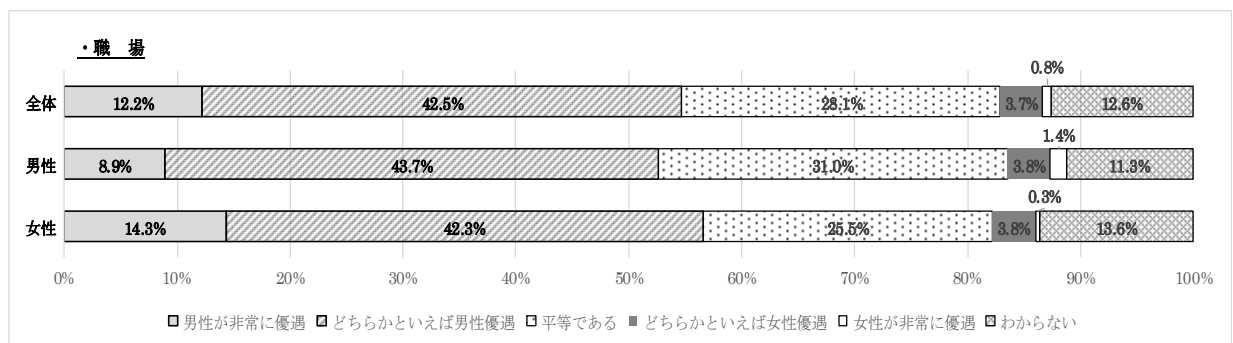
※12 男性の育児休暇取得促進のための新制度：男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度。子の出生度、8 週間以内に 4 週間まで取得可能）の創設の他、雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が、育児・介護休業法の改正により義務化され、令和 4 年 4 月 1 日から、段階的に施行されます。

※13 DX（デジタルトランスフォーメーション）：2004 年スウェーデンのエリック・ストルターマンによって提唱された概念。「進化し続けるデジタル技術が人々の生活をより良いものへ変革すること」というもの。

※14 女性活躍推進法：平成 27 年 8 月 28 日成立。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業）に義務付けられました。（常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務）

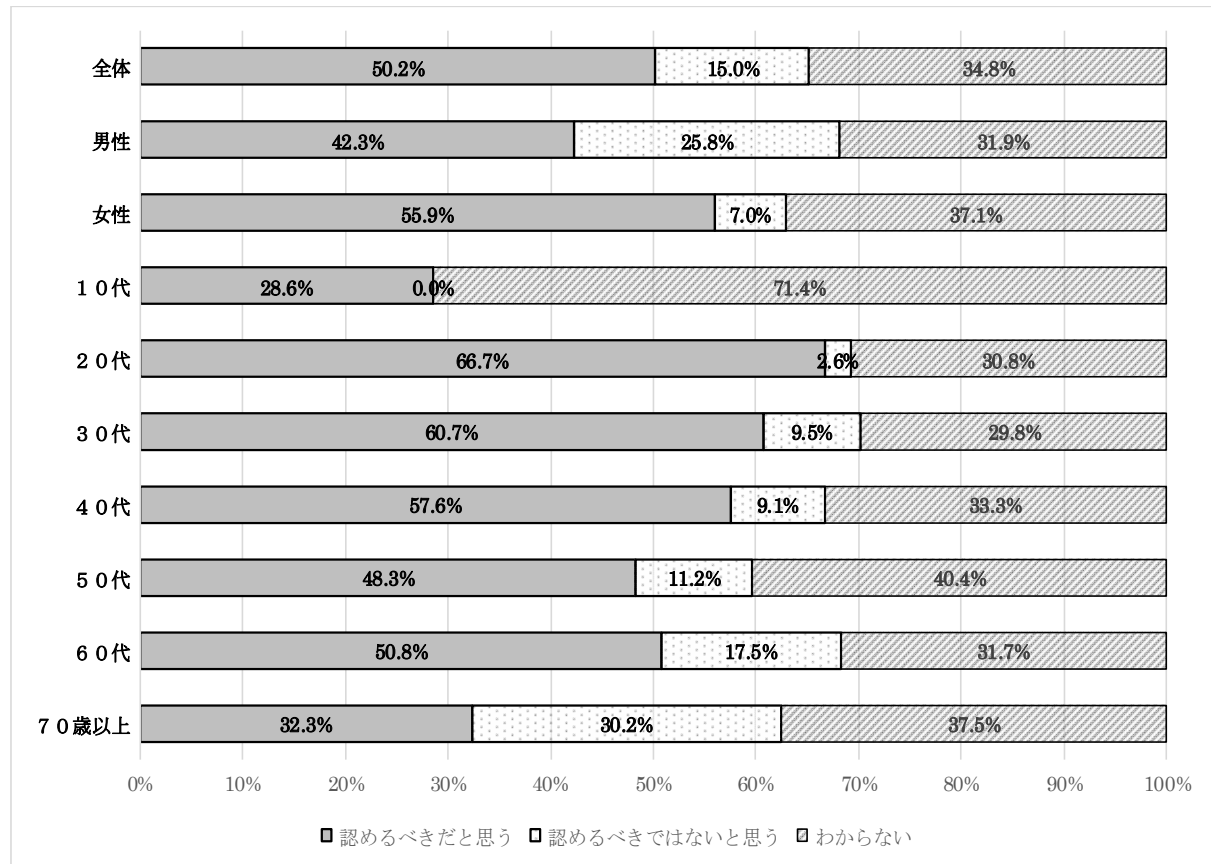
令和 3 年 市民意識調査 問 1

現在、世の中は男女平等であると思いますか。（回答者数 508 人）



令和3年 市民意識調査 問14

現在、日本では「選択的夫婦別姓制度」は認められていませんが、選択的夫婦別姓制度は認められるべきだと思いますか。
(回答者数508人)



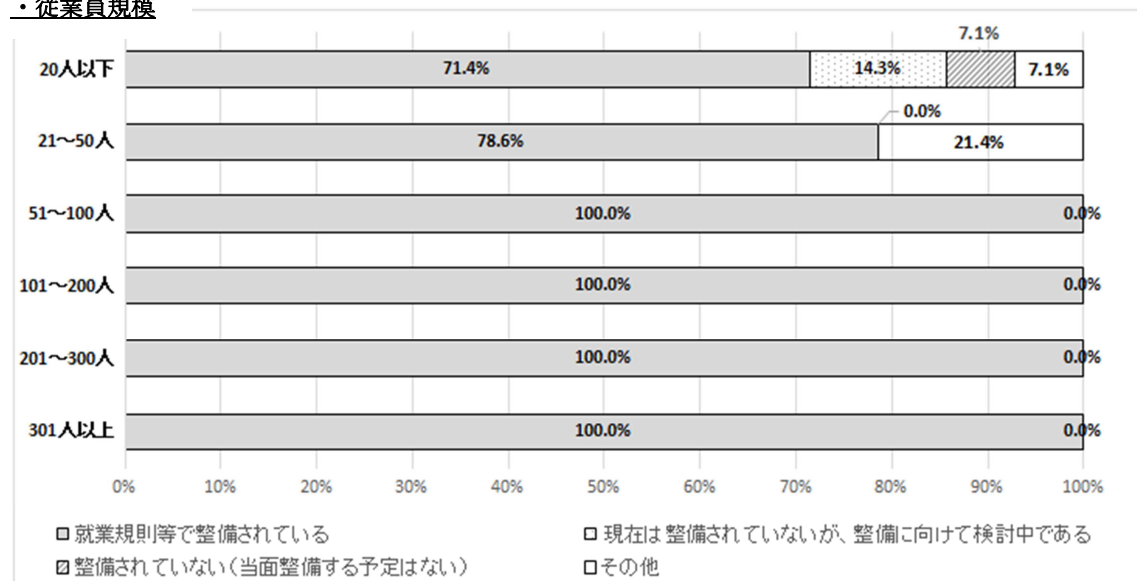
令和3年 事業所調査 問7

出産・育児に関する支援について

(2) 育児休業制について

(回答数 44社)

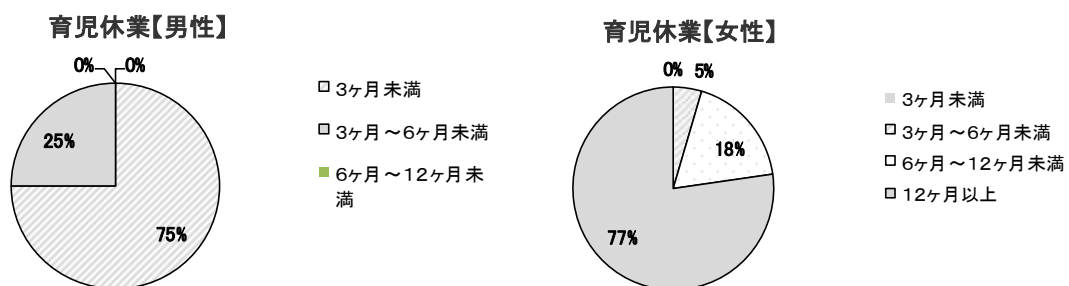
・従業員規模



(2) -1 就業規則等で整備されている場合、(H31.4.1-R2.3.31)までに利用した人数

(回答数 37社)

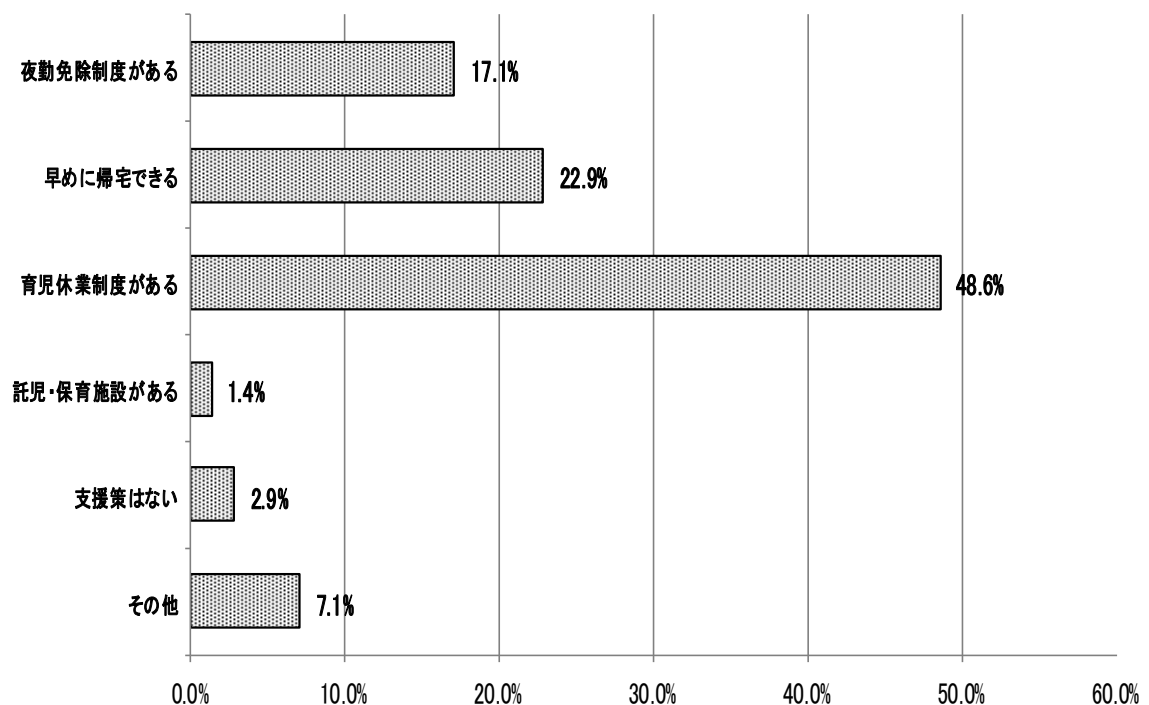
	期 間	男性	女性	計
育児休業	3ヶ月未満	3	0	3
	3ヶ月～6ヶ月未満	1	2	3
	6ヶ月～12ヶ月未満	0	8	8
	12ヶ月以上	0	34	34
育児短時間勤務の制度		1	46	47
育児に参加するための休暇		3		



令和3年 事業所調査 問9

子育て支援策について（あてはまるものにすべて○）

(回答数44社、70件)

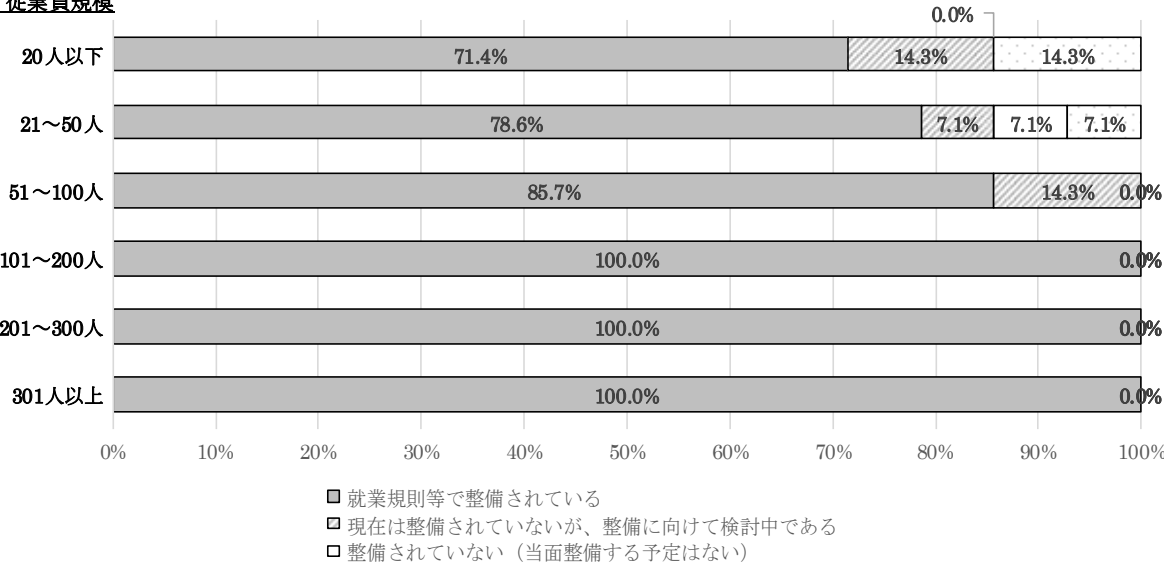


令和3年 事業所調査 問 10

介護休業制度について

(回答数 44社)

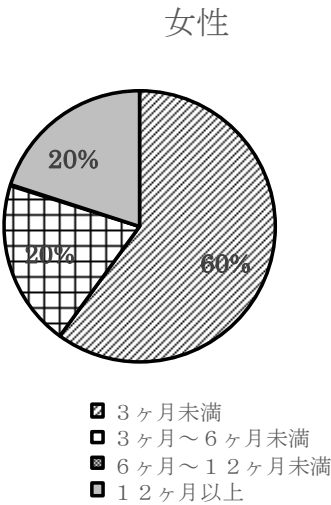
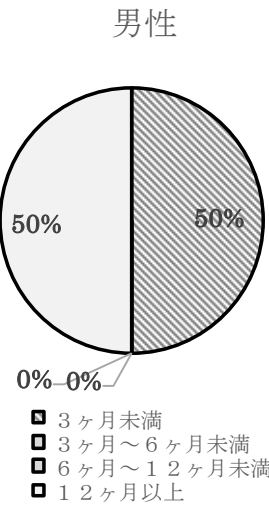
・従業員規模



問 10-1 就業規則等で整備されている場合、(H31.4.1－R2.3.31)までに利用した人数

(回答数 37社)

介護休業	期 間	男性	女性	計
	3ヶ月未満	1	3	4
	3ヶ月～6ヶ月未満	0	1	1
	6ヶ月～12ヶ月未満	0	0	0
	12ヶ月以上	1	1	2
介護短時間勤務の制度		0	1	1

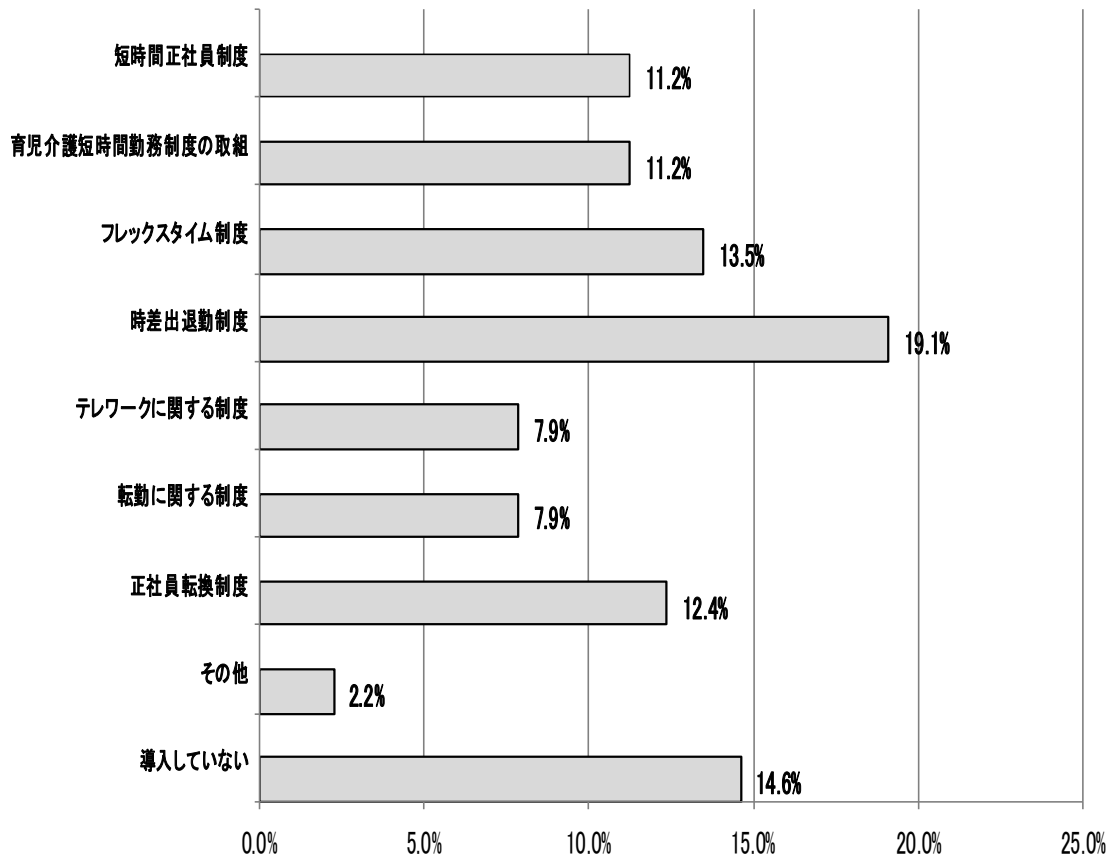


令和3年 事業所調査 問 14

「働き方改革（長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現）」

に関する制度について（あてはまるものにすべて○）

（回答数44社）



具体的目標（１）男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し

◆施策の方向

- ①SDG s の理念を踏まえた、ジェンダー平等の視点の浸透
- ②家庭・地域・職場における社会制度や慣習の見直し
- ③広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- ④あらゆる分野における女性の活躍の推進【女性活躍推進法】

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
男女共同参画・ジェンダー平等の視点の浸透のための講演会等の開催	男女共同参画とジェンダー平等の視点の浸透のための講演会、講座等を開催し、広く市民の意識啓発を図ります。また、学校においてもジェンダー差別に対する理解を深める学習を進めます。	人権同和政策課 教育課

各種講座での男女共同参画啓発への配慮	学級などで男女共同参画に関する内容を盛り込むとともに、女性リーダー養成につながるように運営に配慮します。	人権同和政策課
市職員の研修会	男女共同参画の啓発と推進のため、市職員の研修会を開催します。	総務課
県等主催の研修会への参加	国、県、男女共同参画センター（あいとぴあ）等の各種講座、研修、講演会等の参加者を市民からも募り、男女共同参画意識の確立を図ります。	人権同和政策課
男女共同参画の情報提供	男女共同参画の啓発、講演会等について市報、FMとうみ、市ホームページ、SNS等を活用して広報し、啓発に努めます。	人権同和政策課
地域での男女共同参画の推進	地区懇談会を開催するなど、地域に根ざした男女共同参画の啓発、推進を図ります。	人権同和政策課
地域の慣習・慣行の見直し	区・自治会等と連携し、地域における様々な役職への女性の参画を進めるなど、固定的役割分担意識に基づく社会慣習・慣行の見直しに努めます。	地域づくり・移住定住支援室 関係各課
男女共同参画の視点による適正な公的広報活動の推進	市報、FMとうみ、市ホームページ、SNS等における広報に際して、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」等を参考に、性別による固定観念にとらわれない対等な表現、人権を尊重した表現を推進します。	企画財政課 関係各課
女性の職業生活における活躍の推進	市内企業における女性雇用促進に向けた働きやすい環境づくりと起業など多様な働き方を推進します。	人権同和政策課

具体的目標（２）雇用における機会均等と就労条件の整備

◆施策の方向

- ①男女の雇用機会均等に関する啓発
- ②働きやすい環境の整備
- ③労働に関する相談の充実及び就業に関する情報の提供
- ④ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
事業主に対しての啓発	労働局、ハローワーク、県等で開催する各種セミナーについて事業主に周知します。	人権同和政策課 商工観光課
	育児休暇の取得やフレックスタイムなどの就労条件の整備や、従業員が取得しやすい環境整備の啓発を行います。	

	男性の育児休暇取得促進のための新制度について、企業自らの積極的な取組が進むよう、関係機関・団体等と連携して普及啓発を行います。 ワーク・ライフ・バランスの実現に資する、DXの推進によるテレワーク、フレックスタイムなど、企業等における多様で柔軟な働き方の啓発と制度の導入促進を支援します。	
職場における推進体制の充実	職場における男女共同参画を進めるため、職場の問題点などを話し合う懇談会を開催します。	人権同和政策課
女性の就業への支援、再就職の支援、求人情報の提供	ハローワーク、県等で開催する働く女性支援セミナーを広報等で周知します。 女性の就業支援やスキルアップのための講座を開催します。	商工観光課 人権同和政策課

具体的目標（３）農業・商工業等自営業における男女共同参画の確立

◆施策の方向

- ①時代の流れに対応できる経営者の育成
- ②女性農業者・女性農業経営者の育成

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
企業経営セミナーの支援	商工会等が主催する経営能力向上のためのセミナーを支援します。	商工観光課
女性の農業者・農業経営者の育成	農村女性ネットワークとうみ及び生産者団体などの活動を基軸として、県等が実施する各種セミナーの情報提供をするとともに、これらへの参加を促します。また、女性農業者が積極的に地域農業に貢献できる環境づくりを進め、人材の育成を図ります。	農林課
家族経営協定の推進	家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族間で十分に話し合い、経営の改善につながるよう、家族経営協定の締結を推進します。	農林課

基本目標 3 学習会等の充実

男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、学習会や講座等を開催し、男女共同参画意識の啓発に努めます。

【現状と課題】

現在、市では、市民有志による男女共同参画推進会議が、男女共同参画に関する市民の意識啓発のために、計画的かつ精力的な活動を行い、一定の成果を上げています。

また、男女共同参画推進委員会が市民公募により、平成 25 年 10 月に設置され、企業等への働きかけ、推進会議との交流や地区懇談会への参加を通して推進活動をしています。

「令和 3 年市民意識調査 問 2」において、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の事例について意見を尋ねたところ、「どちらかといえばそう思う」までを含め、「女性は台所を引き受けるのが当たり前」と考えている人が全体で 42.9%（男性 35.2%、女性 49.6%）、「自治会などの代表は男が良い」は 32.1%（男性 21.6%、女性 40.9%）、「女性が役職を避けようとしている」は 50.7%（男性 55.8%、女性 48.2%）となっており、このような思い込みが固定化した男女の役割分担意識の裏づけであるとするれば、男女共同参画社会の実現の障害となることは明らかであり、意識改革が求められます。

「令和 3 年市民意識調査 問 20」では、「男女共同参画社会を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか（3 つ以内で）」と尋ねたところ、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」という回答が 15.0%（男性 11.0%、女性 17.8%）で最も多く、次いで「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」という回答が 13.1%（男性 10.6%、女性 15.1%）、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が 12.7%（男性 10.6%、女性 14.2%）と続きます。男女が共に活かし合い主体的な社会参画を行うためには、様々な意識改革とともに、地域と行政が連携して問題に取り組んでいくことが必要であると考えます。

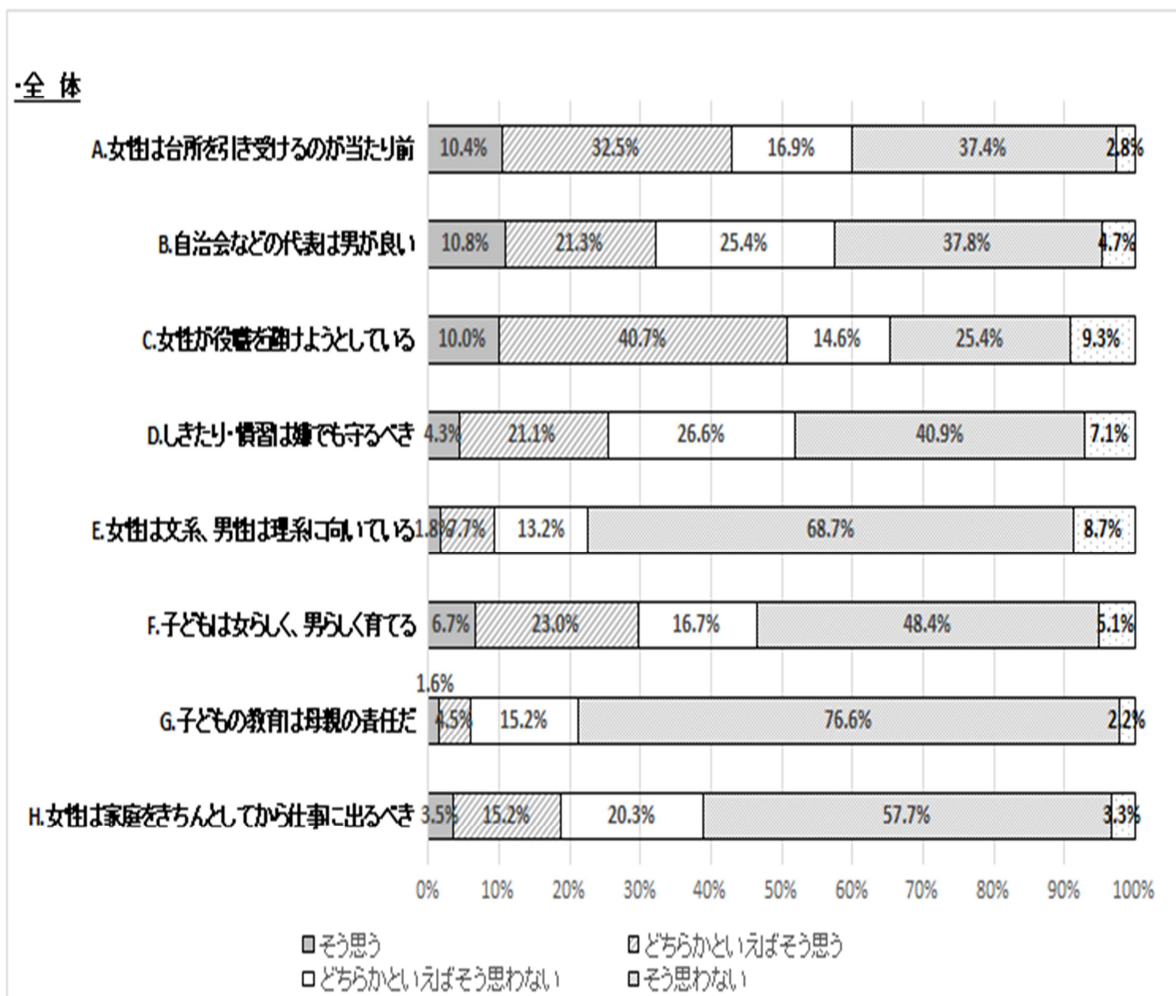
また、「令和 3 年市民意識調査 問 21」では、「男女共同参画推進関連学習会・講演会に参加したことがありますか」と尋ねたところ、「ある」と答えた方は、全体で 17.9%。60 代以上では 3 割近くの方が「ある」と答えているのに対し、若い年代ほど参加率が下がり、20 代で 2.6%、30 代では 0%となっています。

市では、男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが意識の中に持っているジェンダーを意識することが重要だと考えます。そして、自身の心や社会の慣習などの中に潜む、男女共同参画社会の形成を阻害する「性別による固定的な役割分担意識」や「性差別や偏見」があることなどを認識し、その解消に努めることが重要であると考えます。

以上のことから、市では男女共同参画意識の啓発のための学習会や講座等を積極的に開催していきます。また、次世代育成のための学校教育などにおいても、重要なテーマとして位置づけていきます。さらに、男女共同参画事業等に係る、団体やグループの活動の支援を行う中で、社会教育の充実を目指しそのリーダーの養成も図っていきます。

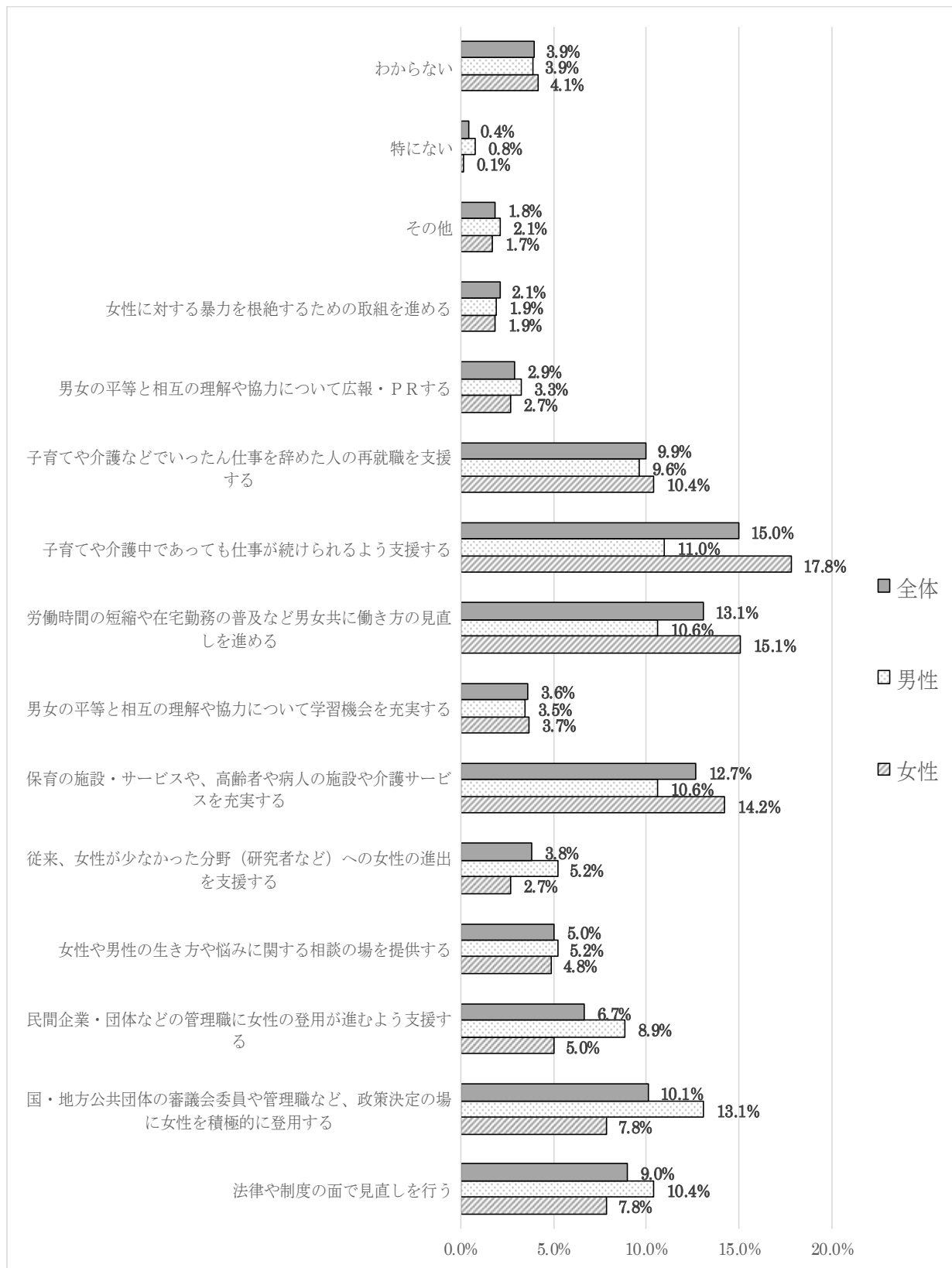
令和3年 市民意識調査 問2

次の事例についてあなたはどのように思いますか。（それぞれ一つに○） （回答者数508人）



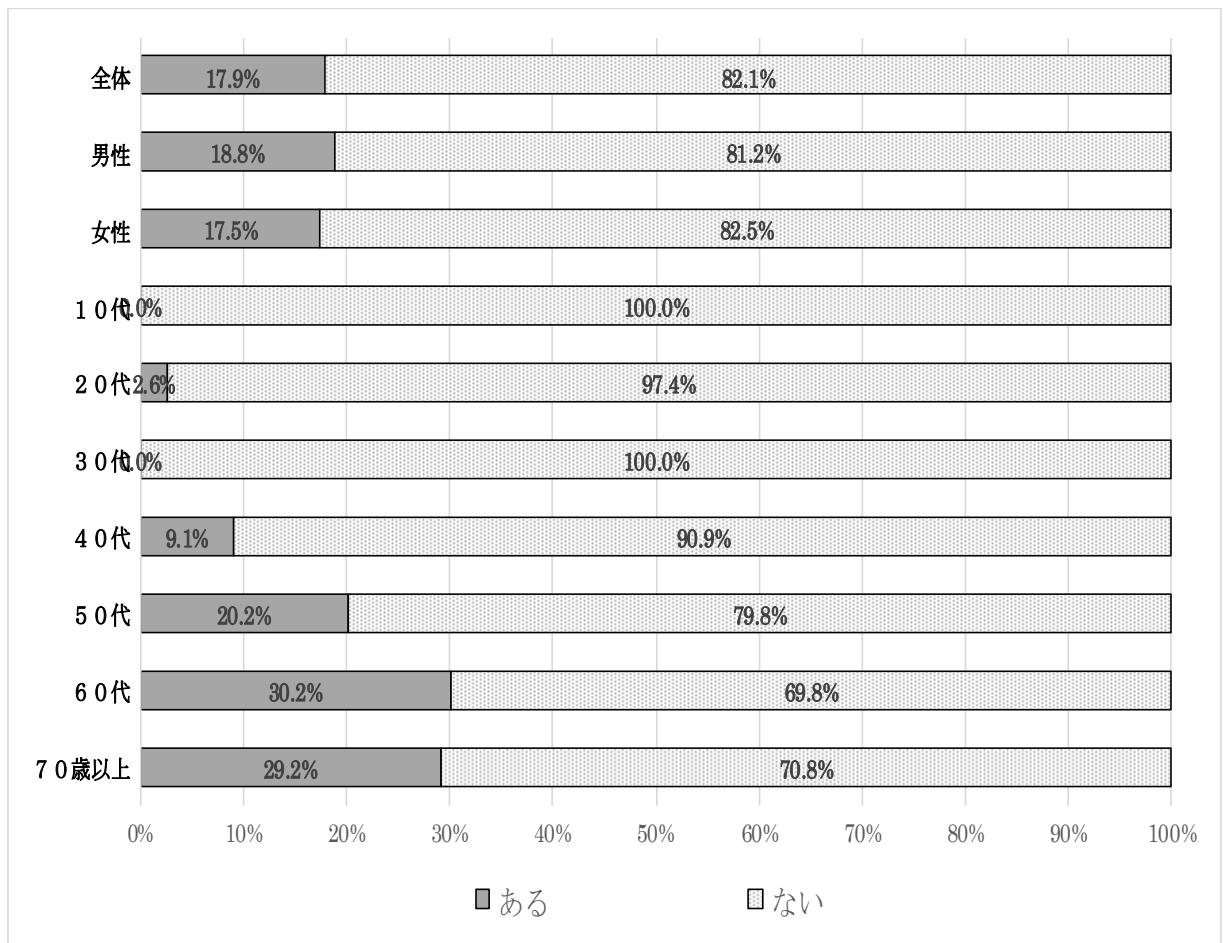
令和3年 市民意識調査 問20

「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。【特に重要だと思うことを3つまで】 (回答者数508人)



令和3年 市民意識調査 問21

男女共同参画推進関連学習会・講演会に参加したことがありますか。 （回答者数508人）



具体的目標（１）共同参画を推進するための教育・学習の促進

◆施策の方向

- ①男女共同参画学習会の充実
- ②幼稚園・保育園・学校における教育の推進
- ③リーダーの養成と活動の支援

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
講演会や講座等の開催	女性のエンパワーメント※15 やメディア・リテラシー※16 の向上、性別による固定的役割分担意識の是正のための講演会、講座等を開催し、市民の理解を深め、啓発に努めます。	人権同和政策課
各種学習会	今まで実施している女性学級、たけのこ学級、シニア大学、市民大学等に男女共同参画の視点からの学習内容も加味し、充実します。	生涯学習課 人権同和政策課
家庭・地域における学習の推進	家庭教育や地域における学習活動を促進するために、各種講座の開催や地域における学習会への支援等を促進します。	生涯学習課 人権同和政策課
人権啓発学習会	区ごとに、人権啓発学習会を開催します。	人権同和政策課 教育課
人権まちづくり市民のつどい	人権をテーマとしたつどいを開催します。	人権同和政策課
男女平等教育の充実	幼児期から男女共同参画意識を育むことができるように、幼稚園、保育園、学校における男女平等観に根ざした教育を推進します。	教育課 子育て支援課
指導者に対する研修の充実	指導にあたる幼稚園教諭、保育士、教職員や PTA を対象にした研修の中に、男女共同参画の視点に立った研修の機会を取り入れるように依頼します。	人権同和政策課 教育課
各種学習会の企画・運営への参加	たけのこ学級等の講座、学級の運営委員会の活動を通し地域のリーダー養成を支援します。	人権同和政策課
リーダーの養成と活動の支援	男女共同参画の視点を持った団体やグループに対して、学習の場や情報を提供し、地域でリーダーとなり活動できるように支援します	人権同和政策課

※15 女性のエンパワーメント：女性の政治・経済・社会・家庭など社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分で意思決定し行動できる能力を身につけること。

※16 メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出して活用する能力のこと。ジェンダーの視点からのメディア・リテラシーとは、性別による役割を固定化した表現や女性に対する差別を含めて差別を見抜き、読み解く力のことです。

具体的目標（２）支援団体等との連携と協調

◆施策の方向

- ①活動団体の育成及び支援
- ②地域の女性団体の実態把握とネットワーク化の促進
- ③自主的な活動への支援

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
活動団体の育成・支援	自主的活動団体の育成・支援に努めます。	人権同和政策課 関係各課
男女が共に関わる生涯学習活動等の推進	文化活動、スポーツ活動、各生涯学習講座等を通して、互いの連携促進が図れるように支援します。	生涯学習課 文化・スポーツ 振興課
女団連活動の支援	女性団体連絡協議会の組織づくり及び活動を支援します。	人権同和政策課
男女共同参画推進に関わる活動の支援	東御市男女共同参画推進会議等の男女共同参画推進関連団体の自主的活動を支援します。	人権同和政策課

家庭における男女の役割分担意識を是正し、男女が理解し協力し合う家庭生活の実現を目指します。

【現状と課題】

社会生活の中で様々な役割を担う男女も、家庭においては家族の一員としてその責任を負うことになります。

「令和3年市民意識調査 問6」において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますかと尋ねたところ、「賛成」または「どちらかと言えば賛成」とする回答が21.1%（男性26.3%・女性17.8%）であったのに対し、「反対」または「どちらかと言えば反対」とする回答が68.3%（男性62.4%・女性72.4%）になっています。男女別の回答では、女性がこの考え方に否定的であることが顕著に現れています。

「令和3年市民意識調査 問9」において、「今後、男性と女性がともに家事・育児・介護・地域活動を積極的に行うためには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つ以内で）」と尋ねたところ、多い回答の順は「男性が家事・育児・介護・地域活動に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が18.4%（男性18.5%、女性18.2%）、「男性による家事・育児・介護・地域活動について、職場における上司や周囲の理解を進めること」が18.3%（男性16.9%、女性19.2%）、そして「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が16.6%（男性17.1%、女性16.1%）となっています。

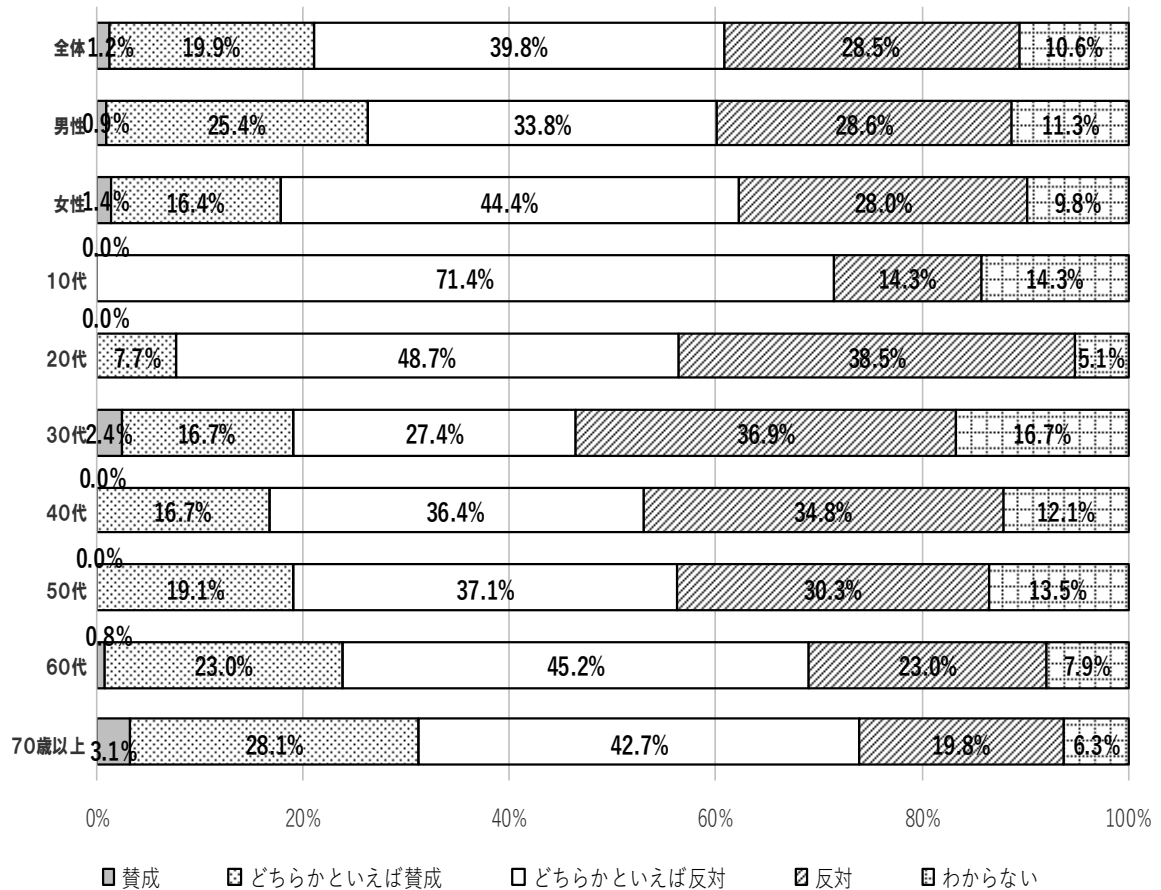
男性の育児休暇取得を進めるには、まず男性自身による意識改革が必要であり、次いで、国による制度面の充実や、雇用主の理解・支援、また職場の仲間の理解や協力などが欠かせないことが読み取れます。令和4年4月から段階的に施行される育児・介護休業法改正により、育児休暇を取得しやすい雇用環境整備等がすすめられることは好ましい流れと言えます。

我が国では、少子高齢化が進み、人口が減少に転じるなかで、労働力の確保が課題とされるようになってきました。こうしたなかで、女性や多様な人材を確保するとともに、社員の働きやすさと生産性の向上を両立させ、活力ある社会を維持していくための方策としてワーク・ライフ・バランスの考え方が少しずつ広まってきました。ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、社会や企業の理解を深めることが一番のポイントですが、働き方や家庭生活、地域との関わりなどを人それぞれに見直していくことも必要です。

以上のことから、市では学習会などを開催する中で、個人が自立して社会に参画するためには、男性自身による意識改革と、家庭における家族間の理解と協力が重要であるという認識を深めてもらい、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

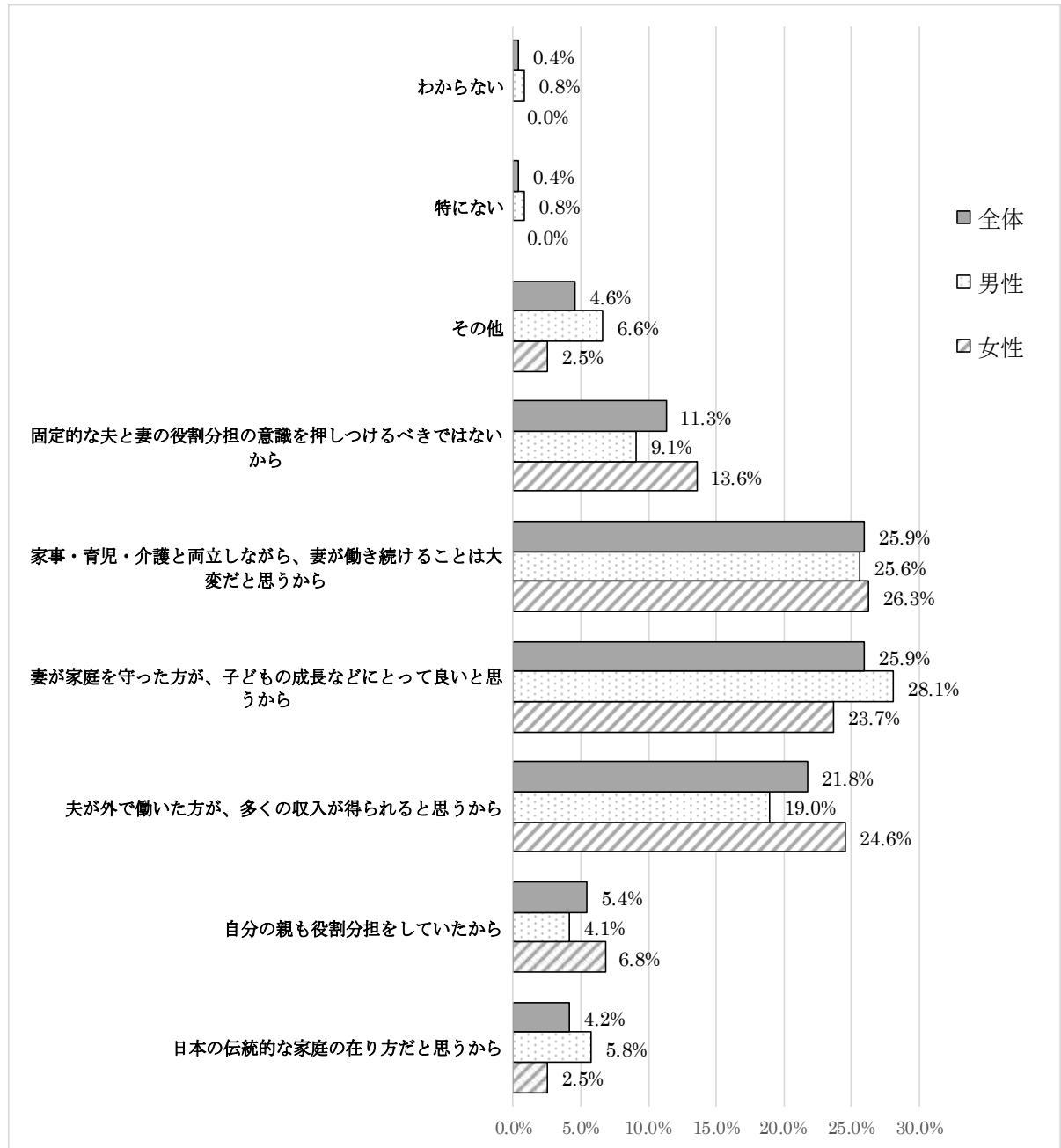
令和3年 市民意識調査 問6

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えですか。
(回答者数508人)



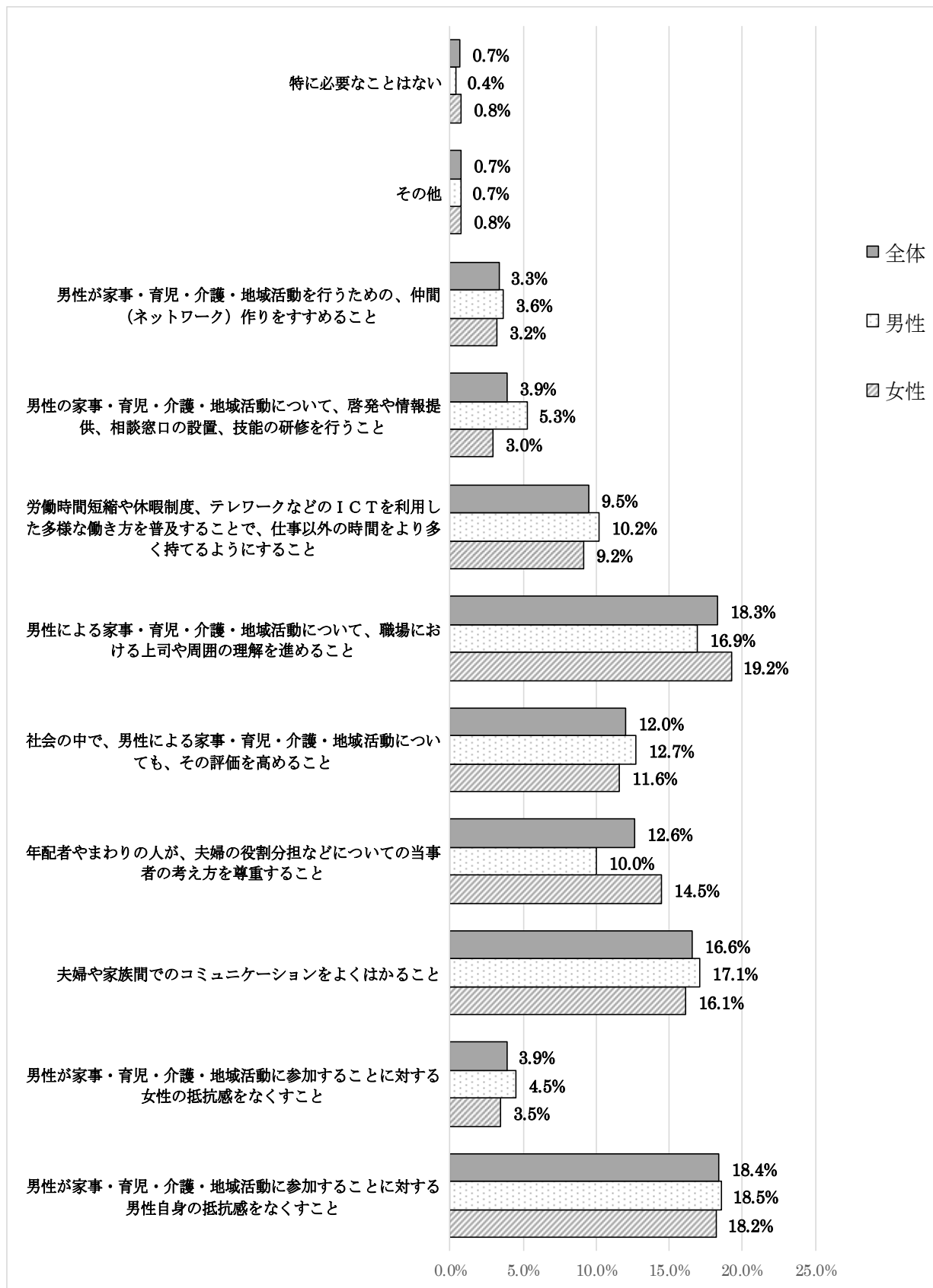
令和3年 市民意識調査 問7

問6で「1.賛成」、「2.どちらかといえば賛成」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。（3つまで）
（回答者数508人）



令和3年 市民意識調査 問9

今後、男性と女性がともに家事・育児・介護・地域活動を積極的に行うためには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで）
（回答者数508人）



具体的目標（１）男女が互いを理解し協力する家庭の実現

◆施策の方向

①家庭における男女の役割分担意識の是正

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
各種学習会の開催	男女共同参画とジェンダー平等の視点に立った内容の学習会開催に努めます。	人権同和政策課 教育課

具体的目標（２）男女が共に関わる家事・育児・介護の促進

◆施策の方向

①男女が共に築く家庭生活の充実

②家族が共に関わる、家事・育児・介護の大切さの見直し

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
仕事と生活の調和の意識啓発	ワーク・ライフ・バランスを啓発し、家庭生活において男女が互いに協力し合う環境づくりを促進します。	人権同和政策課
男性の参画促進	家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、各種講座を開催します。	人権同和政策課 子育て支援課 福祉課
子育て講座、学習会等の開催	男女が子育てに関わることの大切さを学習し家庭での育児力を高めるための体験型育児講座、学習会等を開催します。	子育て支援課
子育て支援団体等の育成、支援	乳幼児・児童の保護者の子育てを支援するボランティア団体等の育成・支援を行います。	子育て支援課
両親学級	妊娠期の健康と出産、育児の正しい知識を学習する両親学級を開催します。父親等の参加を促進し、父親の役割や家族の協力体制を学び、子育てなどを支援します。	健康保健課
男女双方の育児・家事等への積極的参加の促進	育児や家事についてのエピソードや川柳の募集、展示を通して、ワーク・ライフ・バランスの理解と実践を広く図ります。	人権同和政策課

社会のあらゆる場において、男女が共同して方針の立案や決定に携われるよう、女性の社会参画を促進します。

【現状と課題】

東日本大震災後、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画拡大や男女のニーズの違い等に配慮した取組みが必要であることが、一層認識されるようになりました。

「令和3年市民意識調査 問3」において「あなたが、次にあげるような職業や役職において今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか」と尋ねたところ、全体の11.2%（男性11.1%、女性11.2%）の人が「国会議員、地方議会議員」と回答し、次いで「閣僚（国務大臣）、都道府県、市（区）町村の首長」と回答したのが11.0%（男性10.8%、女性11.2%）となっています。

また、「令和3年市民意識調査 問4」において「一般的に女性が働くことについて、あなたはどうかお考えですか」と尋ねたところ、「妊娠・出産しても、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答した人が48.4%（男性46.9%、女性49.7%）、「妊娠・出産したら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」は29.7%（男性34.7%、女性26.2%）となっており、できる限り仕事を持つ方がよいと感じている人が多いと言えます。

「令和3年事業所調査 問3」では女性の管理職（課長相当職以上）は全企業の6.3%、監督職（係長、班長等相当職）も全企業の16.7%にとどまっています。また、「令和3年事業所調査 問4」において、「女性を役職（管理職・監督職）へ登用することについてどのようにお考えですか」の問いについて、75%の企業が「本人の能力や意志によって男女の区別なく役職へ登用したい」と回答し、25%の企業が「女性に適した職種や業務については役職へ登用したい」と回答しているのに対し、「女性の活用について」は、4.5%の企業が「女性の雇用管理上難しい面があるので、活用には限界がある」と回答しています。

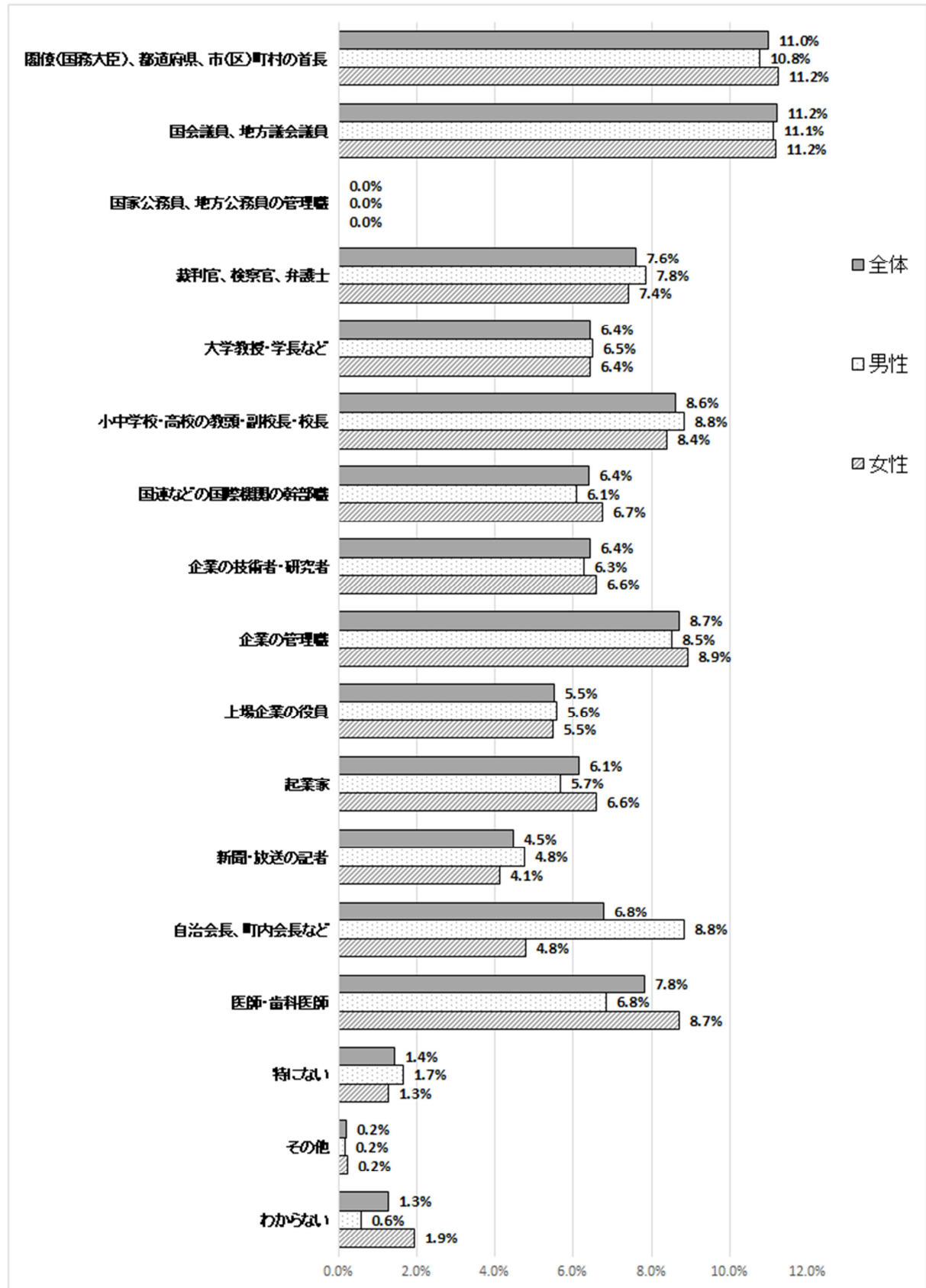
市では現状を認識した上で、健全で豊かな社会を構築し維持するためには、女性の意識や感性をあらゆる場面に取り入れていかなければならないと考え、そのために女性のエンパワーメントの支援を充実させ、より積極的に女性の社会参画を促進していきます。

条例においても、積極的改善措置の規定にあるとおり、行政の場における審議会、委員会への女性の参画を促進するとともに、企業や事業所等に対しても女性が意欲を持って働ける環境の整備を求めて行きます。

このことは地域社会の活動においても同様で、女性があらゆる場において責任ある立場を担えるよう、その環境の整備を促すとともに、女性の活動を支援していきます。

令和3年 市民意識調査 問3

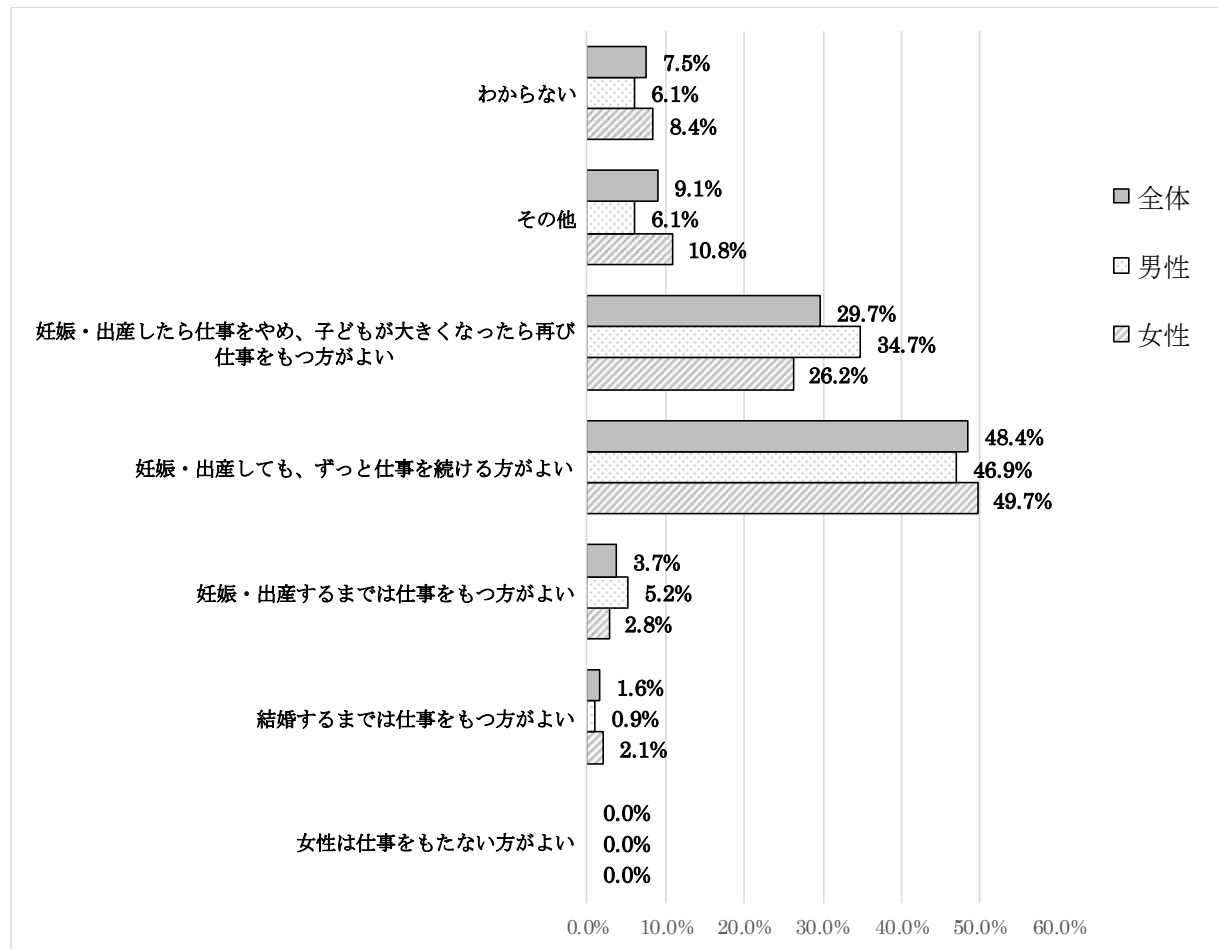
あなたが、次にあげるような職業や役職において今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。【複数回答可】 (回答者数508人)



令和3年 市民意識調査 問4

一般的に女性が働くことについて、あなたはどうお考えですか。【一つだけ○】

(回答者数508人)

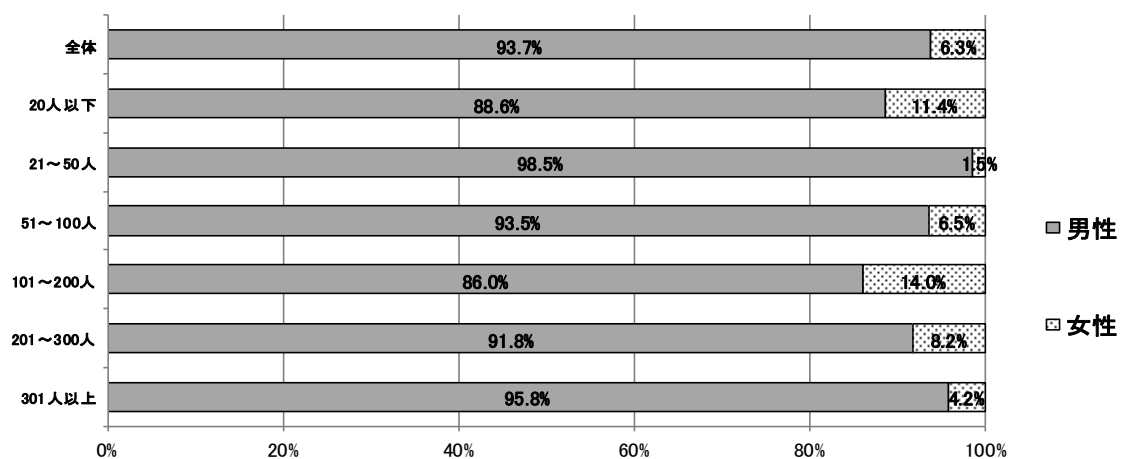


令和3年 事業所調査 問3

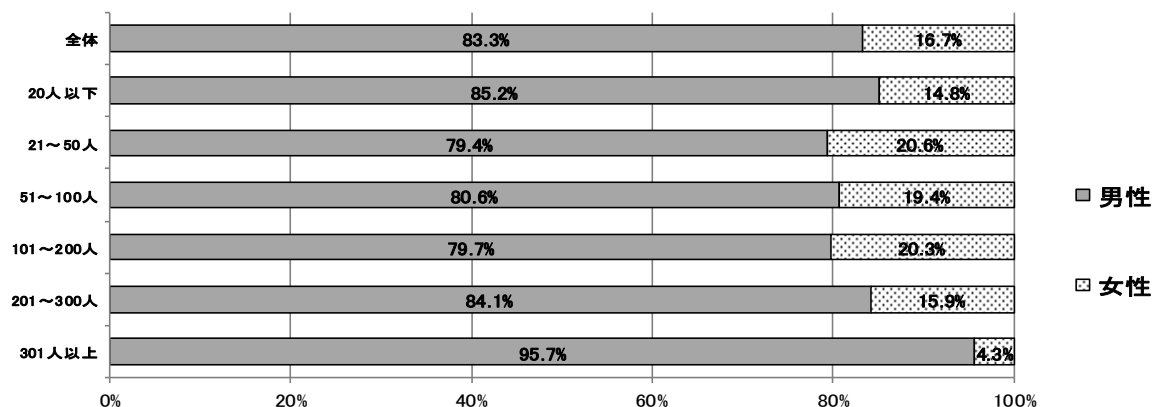
女性の管理職や監督職は何名ですか。

(回答数 44社)

・管理職（課長相当職以上）

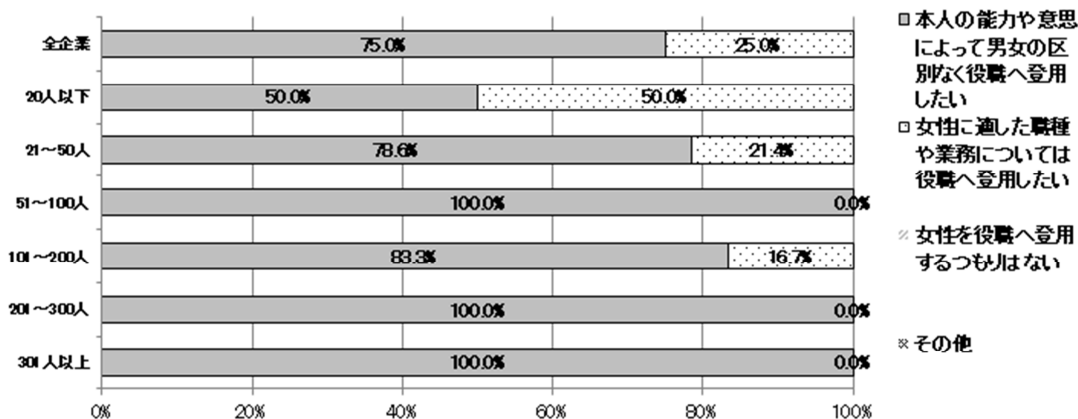


・監督職（係長、班長相当職）



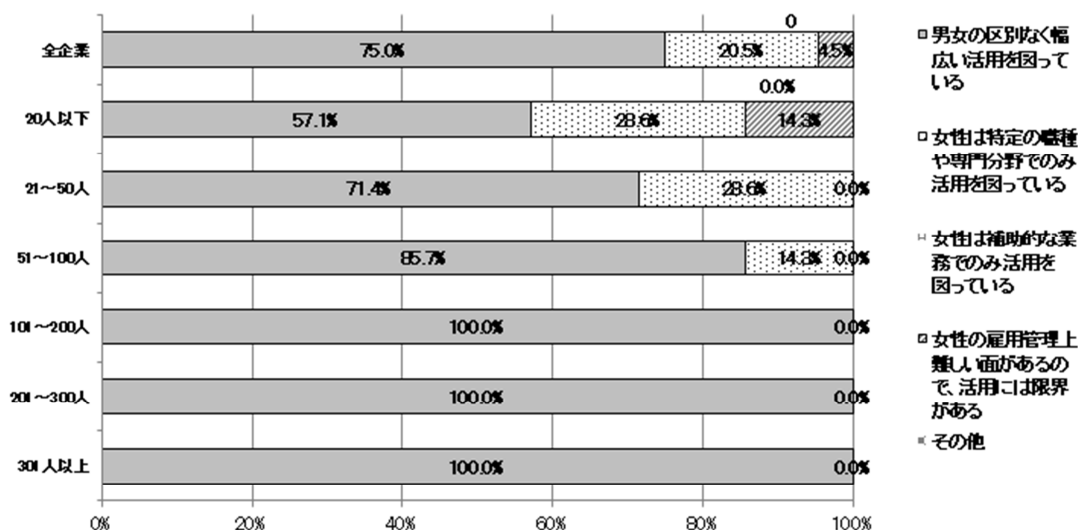
令和3年 事業所調査 問4

女性を役職（管理職・監督職）へ登用することについてどのようにお考えですか。（回答数44社）



令和3年 事業所調査 問5

女性の活用についてどのようにお考えですか。（回答数 44社）



具体的目標（１）政策・方針等の立案及び決定への女性の参画の拡大

◆施策の方向

- ①審議会等への女性の参画・登用の促進
- ②職場における女性の管理職への積極的登用
- ③女性の人材育成と女性リーダーの養成

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
審議会・委員会等への女性の参画の促進	女性の意見が広く行政に反映できるように、審議会等の女性委員の割合の向上に努めます。	関係各課
市の女性職員の登用促進	性別に関係なく適材適所の職員配置に努めるとともに、能力に応じ女性職員の管理職への登用を促進します。	総務課
事業所等における方針等の決定への女性の参画促進	企業経営者・管理者等を対象に、事業所等における女性の参画促進について理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。	人権同和政策課
女性の人材育成	まちづくりの現代的課題などの学習会や能力向上を目的とした講座を開催し人材育成を図ります。	生涯学習課
女性活躍の環境づくりの推進	企業経営者等セミナー、女性リーダー研修、女性起業セミナー等への参加を促進します。	人権同和政策課

具体的目標（２）地域の社会活動への女性の参画の促進

◆施策の方向

- ①自治会等における女性参画の促進
- ②活動団体の育成及び支援

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
自治会等における女性参画の促進	自治会等における各種役員への女性の登用を働きかけ、規約や役割分担の見直し・検討を促します。	地域づくり・移住定住支援室 人権同和政策課
活動団体の育成及び支援	各種活動団体の育成・支援に努めます。	地域づくり・移住定住支援室 関係各課

基本目標 6 家庭生活と社会活動等が両立するための支援

女性が家庭生活と社会活動等を両立できるよう、保育サービスや介護サービスを充実するとともに、それをサポートする地域社会を実現します。

【現状と課題】

少子高齢化の中で、女性を取り巻く状況の変遷を見ると、女性の平均寿命は大きく伸びる一方、女性の平均初婚年齢及び平均第1子出生年齢は高くなっています。晩婚化、晩産化の影響も受け、合計特殊出生率は昭和45年の2.13から令和元年には1.36となっています（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」より）。

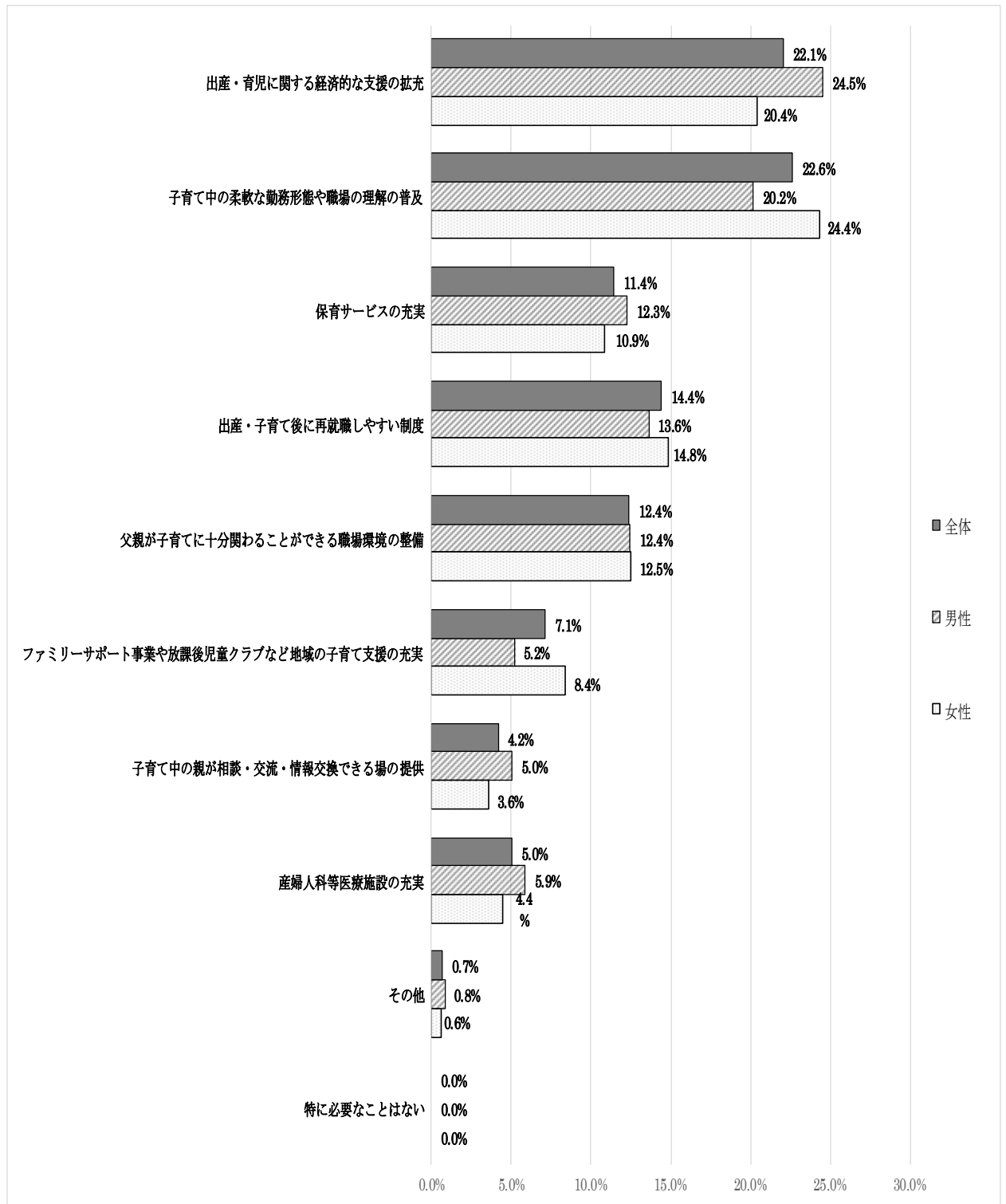
また、「令和3年市民意識調査 問10」において、「安心して子どもを産み育てるためにはどんな事が必要だと思いますか（3つ以内で）」と尋ねたところ、「子育て中の柔軟な勤務形態や職場の理解の普及」が必要だとするものが22.6%（男性20.2%、女性24.4%）で最も多く、次いで「出産・育児に関する経済的な支援の拡充」が22.1%（男性24.5%、女性20.4%）、「出産・子育て後に再就職しやすい制度」が14.4%（男性13.6%、女性14.8%）の順になっています。

男女が社会において責任ある活動をするためには、家事や子育て、介護などの負担を家族で話し合い分担することが大切ですが、ここまでの現状分析から、その負担が特に女性に重くなっている実態が分かりました。

市では、これらの負担を抱えた人たち、特に女性が自立して社会参画ができるよう、保育・子育て・介護分野の支援に努めていきます。また、少子高齢化社会が進行する中で、高齢者夫婦・独居老人の支援にも務め、年齢に係わらない男女共同参画社会を実現していきます。さらに、これらのサービスは行政だけでは限界があるため、地域社会、ボランティア団体を含めた各種団体と連携し、ネットワークを構築して対応していきます。

令和3年 市民意識調査 問10

安心して子どもを産み育てるためには、どんなことが必要だと思いますか。(回答者数508人)



具体的目標（１）仕事と育児・介護の両立のための社会的支援

◆施策の方向

- ①保育サービスの充実
- ②子育て支援サービスの充実
- ③介護サービスの充実

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
保育環境の整備	特別保育など保育サービスの充実を図り、女性の社会進出、職場復帰を支援します。	子育て支援課
子育て支援環境の整備	児童の放課後対策のため、児童館・放課後児童クラブを運営し、子育てを支援します。	教育課
育児相談	子育て支援センター及び各保育園で育児相談を行います。	子育て支援課
介護支援と相談機能の充実	介護情報の周知に努め、介護サービスが円滑に利用できるように支援します。また、地域包括支援センターを拠点に介護相談の充実を図ります。	福祉課
家庭介護者の講習	介護を行っている家族が知識・技術を習得するための教室を開催します。	福祉課
介護保険制度の円滑な実施	介護保険制度の目的を踏まえ、制度を円滑に実施し、家族の介護負担の軽減を図ります。	福祉課

具体的目標（２）地域社会との連携

◆施策の方向

- ①地域の多様性に基づいたネットワークの構築
- ②男女が共に関わる地域づくりの促進

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
ボランティア団体の育成・支援	市民一人ひとりが地域社会へ参画するためボランティア団体の育成・支援に努めます。	関係各課
ネットワークの構築への支援	ボランティア団体など地域で活動する各種団体のネットワークの構築、地域活動を支援します。	関係各課
女性の地域づくりの促進	地域づくり、まちづくりに男女が対等な立場で活動できるよう女性の参画を促進します。	地域づくり・移住定住支援室
地域の生活課題への女性の参画促進	防災・環境問題等の生活課題に関する地域活動への女性の参画を促します。	総務課 生活環境課

基本目標 7 母性の保護と市民の健康の増進

女性が安心して妊娠・出産・育児ができるよう母性尊重の意識を啓発し、母子保健の充実を図ります。また、市民が、生涯を通じ健康でこころ豊かに過ごせるように、健康づくりを支援するとともに、困難な状況に置かれている者への支援と多様性を尊重する施策を推進します。

【現状と課題】

社会においては、女性が男性と肩を並べて自由に活躍する姿が理想といえます。一方で、女性は母性を持ち、次世代に命をつなぐというきわめて大切な役割を担っています。女性が安心して妊娠、出産、育児に臨める環境を整備していくことが必要です。

特に、喫煙や飲酒をはじめ妊娠中絶、薬物乱用、性感染症等が胎児に及ぼす影響について正しく理解し、学校等で年齢に応じた母性保護についての教育を進めていくことが大切です。

近年、女性が妊娠中や出産後にも職場等で働き続けること、働きたいと考える人が増えています。「令和3年事業所調査 問6」において、「次の法律や条例・計画や取り組みをご存知ですか」と尋ねたところ、「知っていて実行している」と回答したのが、「育児・介護休業法」で全体の86.4%、「パートタイム労働法」で72.7%、「男女共同参画社会基本法」で47.7%、「社員の子育て応援宣言」「旧姓使用」で34.1%、「次世代育成支援対策推進法」で27.3%、「女性活躍推進法」「東御市男女共同参画推進条例」で25.0%と続いています。一方、「知っていて実行している」が低い水準にあるのは、「えるぼし認定^{※17}」で2.3%、「イクボス・温かボス宣言^{※18}」で4.5%、「職場いきいきアドバンスカンパニー認定^{※19}」「くるみん・プラチナくるみん認定^{※20}」で11.4%となっており、これらの制度の充実や、妊娠中や出産後の仕事量の軽減や通院・授乳などへの配慮は、雇用主の意識や職場全体の認識によるため、母性保護の観点から、職場での健康管理対策や労働条件の改善などについて、引き続き企業や雇用主等に協力を求め理解を得ていく必要があります。

市では多様な働き方および母性尊重の意識について広く啓発を図るとともに、女性の妊娠、出産、育児等について、検査および相談体制を充実させ、女性が安心して日々の生活を送れるように努めます。

さらに、市民の健診を充実することによって、生涯にわたる健康づくり支援をして行うほか、老後の健康に関する不安は家族間だけの問題ではなくなっていることから、独居老人世帯の増加や孤独死、自殺など無縁社会が起因すると思われる問題の解決については、行政及び地域が一体となって取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性が多数従事する非正規雇用労働者や、宿泊、飲食サービス業等に多大な影響を及ぼすなど、女性の雇用対策や経済的支援への必要性が高まっています。ひとり親家庭など、生活上困難な状況に置かれている者に対し、それぞれが抱える経

済、就業、健康、家庭等多岐にわたる課題に応じた適切かつ包括的な支援を、関係機関や支援団体等と連携して行っています。

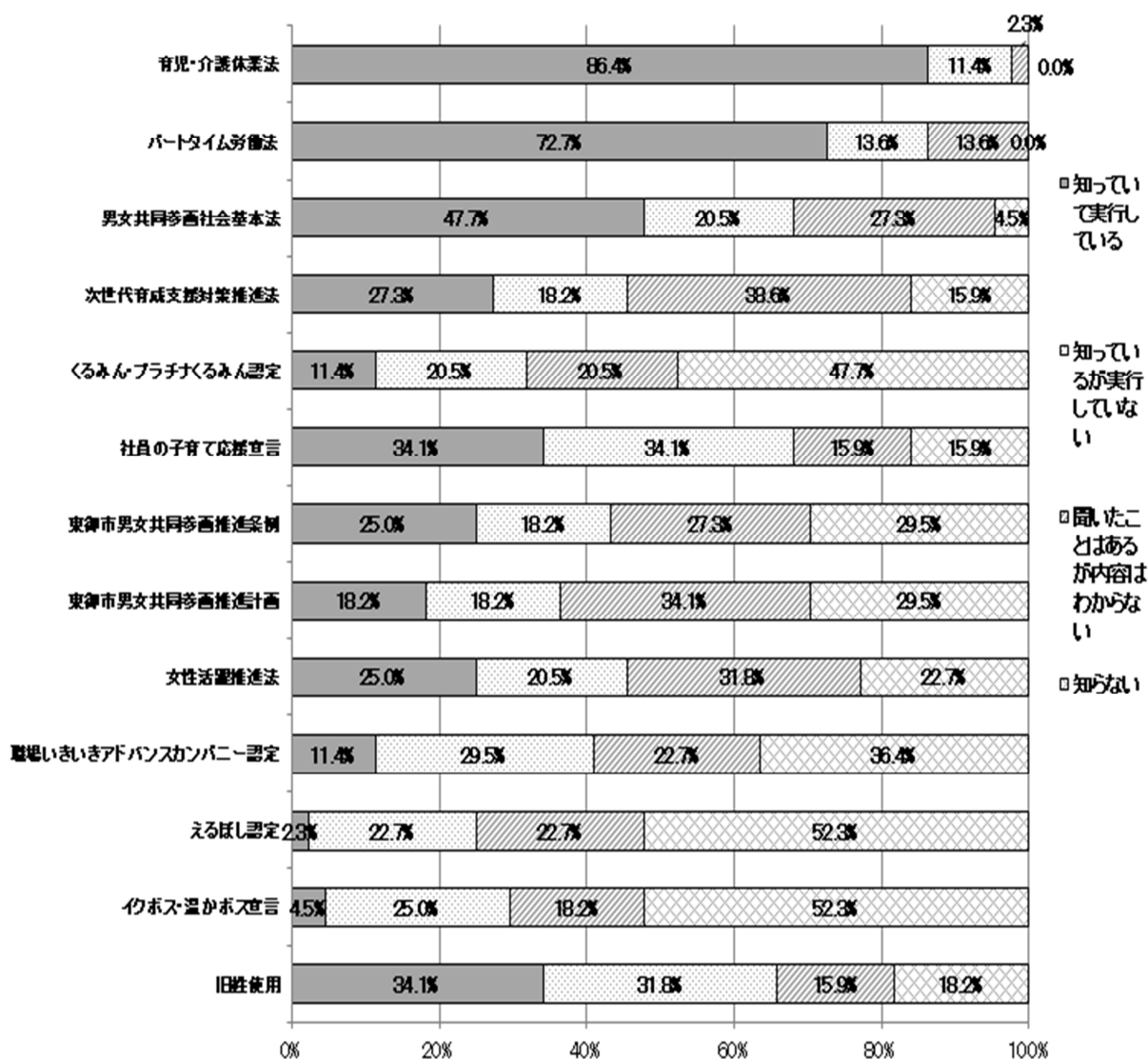
多様な性の在り方については、正しい理解を広め、性的マイノリティに対する差別・偏見の解消を図り、多様性が尊重される環境づくりが必要です。当事者が抱える困難や生きづらさを解消するため、男女の性別二元論を前提とした身近な制度や慣習等の見直し、相談支援体制の強化などを進めます。

また、障がいがあること、外国人であること等、多様な属性の人々に対する正しい理解と多様性と人権が尊重される環境づくりも求められてきています。障がい者、外国人等が、持てる力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、多様な就業機会や学習機会の提供、相談支援体制の整備、社会的孤立を防ぐために地域の支え合いの仕組みづくりなどの取組を推進します。

令和3年 事業所調査 問6

次の法律や条例・計画や取り組みをご存じですか。

(回答数 44社)



具体的目標（１）母性の尊重と保護

◆施策の方向

- ①母性尊重の意識の啓発
- ②妊娠、出産、育児の安心
- ③性感染症予防への取り組み

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
妊産婦保健指導等	保健師、助産師による訪問相談や保健指導、両親学級等により妊娠、出産、育児に関する知識・技術の習得と不安の解消、早産の回避を図るとともに、妊産婦とその家族に母性保護の重要性を啓発します。	健康保健課
母子保健の充実	妊産婦及び乳幼児の健診・訪問、健康相談、子育て相談等により母子の健康保持を図ります。	健康保健課
安心・安全な出産	安心・安全な出産ができる体制の整備・維持に努めます。	市民病院 助産所とうみ
相談事業	エイズやその他の性感染症についての正しい知識、情報を提供し、自分の身体を大切にする意識の高揚を図り、健康相談に対応します。	健康保健課
性感染症教育	小学校・中学校において性感染症についての正しい知識、情報を学習し、自分の体を大切にする知識の高揚を図ります。	教育課

具体的目標（２）生涯を通じた男女の健康づくり支援

◆施策の方向

- ①ライフステージに応じた健康づくり支援
- ②相談体制の充実

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
ライフステージに応じた健康づくり支援	自らの健康は自らつくることを基本に、各種健診、健康相談の実施や健康づくり教室の開催などにより、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康の保持・増進を支援します。	健康保健課
食育の推進	生涯を通じた健全な食生活の実現、健康の確保が図れるように食育を推進します。	健康保健課 教育課 子育て支援課
相談体制の充実	乳幼児期から高齢期まで様々な相談に対応し、心身の健康づくりを支援します。	健康保健課

具体的目標（３）困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重

◆施策の方向

- ①ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている者への支援
- ②性の多様性への理解促進
- ③どのような属性の人たちでも安心してくらせる環境整備

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている者への支援	一人親家庭など生活上困難な状況に置かれている者に対する、それぞれが抱える課題に応じた包括的な支援を、関係機関・支援団体等との連携により推進します。	福祉課 人権同和政策課
性の多様性への理解促進	多様な性のあり方についての正しい理解による、多様性が尊重される環境づくりと、男女の性別二元論を前提とした身近な制度や慣行等の見直し、相談支援体制の整備に努めます。	人権同和政策課 関係課
どのような属性の人たちでも安心してくらせる環境整備	障がい者、外国人等、多様な属性の人々に対する正しい理解や、それぞれが持てる力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、多様な就業機会や学習機会の提供、相談支援体制の整備、社会的孤立を防ぐための地域の支え合いを推進します。	人権同和政策課 関係課

※17 えるぼし認定：厚生労働省による認定。一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業の内、女性の活躍推進に関する取組（採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアコース）の実施状況が優良である等の一定の条件を満たした場合に認定される。

※18 イクボス・温かボス宣言：イクボスとは育児に積極的にかかわる父親（イクメン）の育児参加・育児休業取得に対し、理解があり積極的に支援する「事業主・上司」のこと。一般社団法人長野県連合婦人会ではイクボスに加え介護と仕事の両立ができる職場環境の整備をする事業主・上司を「温かボス」とし「イクボス・温かボス宣言」を受付け登録を行っている。

※19 職場いきいきアドバンスカンパニー認定：長野県による認証。仕事と家庭の両立ができる雇用環境の改善や雇用の安定を進め、短時間正社員制度等の多様な働き方制度を導入・実践する企業を認定、令和3年10月からこれまでのワークライフバランスを中心としたコースに加え、ダイバーシティ（多様性）の推進や若者等の雇用・育成に取り組む企業を認証する2コースが加わった。

※20 くるみん・プラチナくるみん認定：厚生労働省による認定。雇用環境等の行動計画を策定し、その行動計画を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより認定を受けることができる。くるみん認定を受け継続的に高い水準の取組を行なっている企業にプラチナくるみんが認定される。

基本目標 8 国際社会の動向の理解と協調

男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な視野に立った取り組みをし、諸外国との協調を図ります。

【現状と課題】

最近、日常生活の中で外国人と顔を合わす機会が以前より多くなり、地域社会では外国人との共同作業に関わることも珍しくはなくなりました。様々な国籍の人々と接することにより、その人たちの国民性がとても豊かであることに驚かされたり、異性に対する思いやりの深さに感心させられることもしばしばです。

このように国際化が進む中で、市では国際的視野に立った男女共同参画事業の取り組みが必要だと考えます。

現在、市役所内には外国人を担当する部署を設け、外国人コミュニケーターを配置する中で、外国人の生活相談にあたっています。また、市内の各所では料理教室、交流まつりなどを通じて異文化交流活動が行われ、多文化共生が進んでいます。これらの取り組みは、市民にとって国際感覚を養いながら男女共同参画を推進する良い機会となっています。

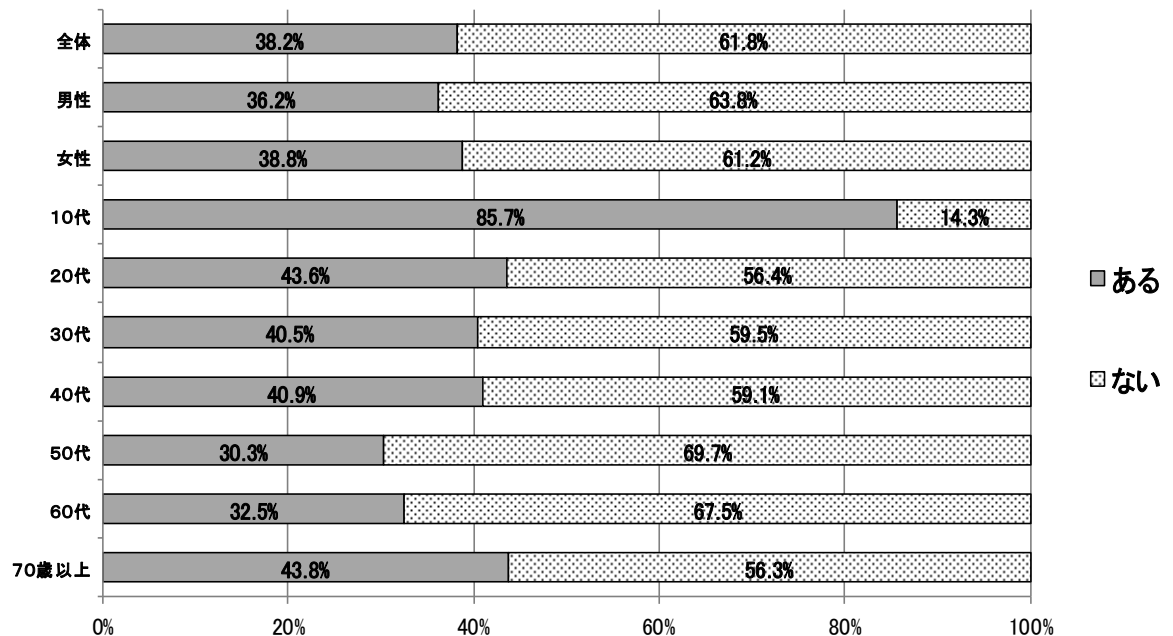
「令和3年市民意識調査 問22」で、「男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較（ジェンダーギャップ指数等）に関心がありますか。」と尋ねたところ、全体で38.2%の人が「ある」と回答しています。男女別、年代別においても約4割の人が「ある」と回答しています。

賃金や意思決定の場への参画に男女間に差がない国がある一方で、貧困等のため人々、とりわけ女性が満足な教育を受けられない国や地域も多くあります。わが国も男女共同参画に関する国際的な動向に関心を持つことにより、国際的な視野を持って国内や地域の課題を見直し、考えていくことが大切です。

市では、様々な国際交流イベント、友好交流都市や在住外国人との交流を通じて、市民の国際社会への理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた諸外国の制度や情報の提供に努めます。また、市内に定住する外国人に対する相談事業や、生活支援については更に充実させて、安心して生活できる環境の整備に努めていきます。

令和3年 市民意識調査 問22

男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較（ジェンダーギャップ指数等）に関心がありますか。
（回答者数508人）



具体的目標（１）国際的視野に立った事業の取り組み

◆施策の方向

- ①諸外国の事業把握とその活用
- ②国際交流の推進と協調

具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課
国際的な動向の情報提供・意識啓発	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を提供し、市民が国際社会に関心を持ちながら、男女共同参画意識を高めていくように努めます。	人権同和政策課
国際交流の促進	市民の国際交流を深め、友好都市や市内在住外国人との交流を促進し、市内国際交流団体の活動を支援します。	生涯学習課
外国籍市民の支援	外国語による情報提供や外国人コミュニケーターによる相談事業により外国籍市民が安心して生活できるよう支援します。	生活環境課
外国語教育及び国際理解教育の推進	小中学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置し、英語教育の充実を図り、国際理解を促します。	教育課

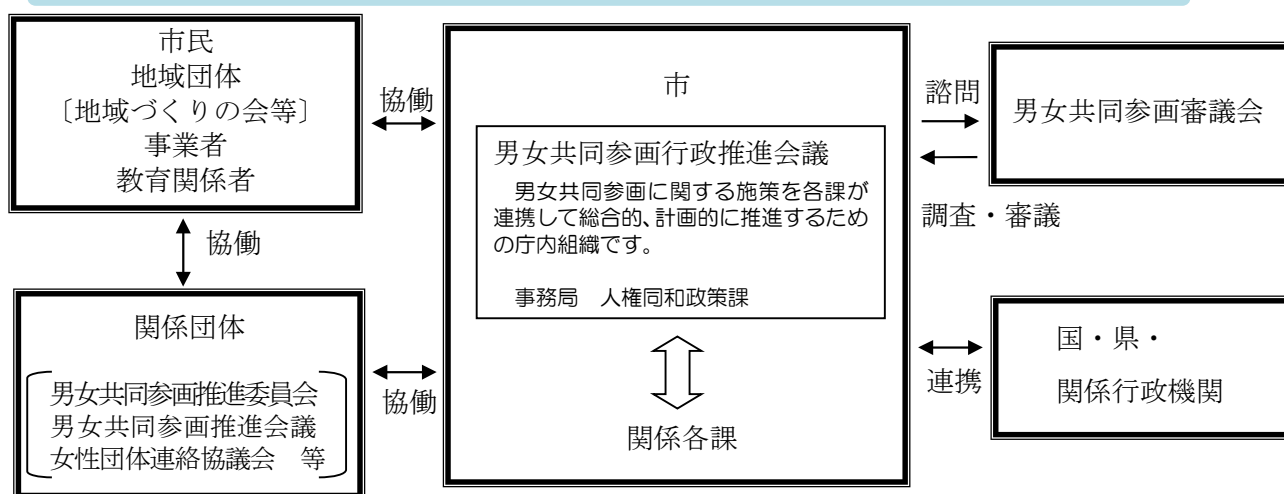
第 4 章

基本計画の推進

第4章 基本計画の推進

この基本計画を着実に推進するためには、市の関係部局が互いに連携し、総合的に取り組む必要があります。また、男女共同参画社会の実現には、市民の理解と協力が欠かせません。そこで、市と市民が連携・協力して取り組むように推進体制を整備します。

1 推進体制



(1) 行政における推進体制の整備

男女共同参画に関する庁内推進体制として、各課からの委員で構成する「東御市男女共同参画行政推進会議」を充実させます。行政推進会議では毎年度、各課で取り組むべき施策を確認し、施策の実施状況、成果と課題を検証します。行政推進会議を核とし関係各課が連携し総合的、効果的な計画の推進を図ります。

市の男女共同参画施策に関し、市民からの意見に対して、適切な対応を図り必要な措置を講じます。

(2) 東御市男女共同参画審議会

東御市男女共同参画推進条例に基づき設置する「東御市男女共同参画審議会」において、基本計画の策定や変更・進捗状況の評価など男女共同参画の推進に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じ、施策・事業などについて市長に提言を行います。

(3) 市民等との連携による推進体制の充実

市民公募により設置された「男女共同参画推進委員会」とともに、男女共同参画社会の実現のため主体的活動を行っている「東御市男女共同参画推進会議」、「東御

市女性団体連絡協議会」など市民団体を支援し、連携しながら推進を図ります。

また、市民、地域団体、事業者、教育関係者と市が連携し男女共同参画を推進します。

(4) 国、県、関係機関との連携

国、県、関係機関と情報交換し連携を図りながら推進します。

2 基本計画の進行管理

(1) この基本計画を実効性のあるものとするため、東御市男女共同参画行政推進会議では毎年度、基本計画の実施状況を把握し、成果と課題を明らかにし、次年度の計画推進に活用します。また、これを東御市男女共同参画審議会に報告するとともに、公表します。

(2) 男女共同参画に関する実態調査を実施し、結果を基本計画推進に反映します。

3 基本計画の評価指標

以下の評価指標により計画の推進状況を把握し、施策に反映します。

基本目標	評価指標	内 容	基本計画 策定時 (H23)	後期計画 策定時 (H28)	後 期 計 画 目 標 値	現 状 (R3)	目標 値 (R8)
1	性差別の根絶	女性に対する差別・偏見があると思う人の割合	49.0% (H21 人権と暮らしについての意識調査)	60.7% (H26 人権と暮らしについての意識調査)	25%	61.6% (R1 人権と暮らしについての意識調査)	25%
	暴力の根絶	D V被害を受けた人の割合	15.2% (H21 市民意識調査)	12.3% (H28 市民意識調査)	0%	10.4% (R3 市民意識調査)	0%
2	社会制度や慣習の見直しの推進	生活を営む上で男女の社会的立場は平等だと感じる人の割合	12.5% (H21 市民意識調査)	13.1% (H28 市民意識調査)	25%	13.0% (R3 市民意識調査)	25%
3	男女共同参画意識の啓発	東御市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合		30.3% (H28 市民意識調査)	80%	38.2% (R3 市民意識調査)	80%

基本 目標	評価指標	内 容	基本計画 策定時 (H23)	後期計画 策定時 (H28)	後期計 画目 標 値	現 状 (R3)	目標値 (R8)
3	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の学習会等へ参加したことの人の割合		14.6% (H28 市民意識調査)	25%	17.9% (R3 市民意識調査)	25%
4	性別による固定的な役割分担の意識度	「男は仕事、女は家庭」という意識を持つ人の割合	38.7% (H21 市民意識調査)	29.2% (H28 市民意識調査)	25%	21.1% (R3 市民意識調査)	10%※
	家庭生活における理解と協力の促進	家庭内の大事なことはよく話し合っている人の割合	52.8% (H21 市民意識調査)	48.2% (H28 市民意識調査)	75%	-	75%
	ワーク・ライフ・バランスの認知度	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合		29.1% (H28 市民意識調査)	60%	63.0% (R3 市民意識調査)	80%※
5	審議会等への女性の参画の促進	市の審議会等の委員に占める女性委員の割合	27.8% (H23)	28.6% (H28)	40%	30.9% (R3)	40%
	地域役員への女性の参画促進	区三役、協議委員、公民館長の女性の割合	11.3% (H23)	13.2% (H28)	20%	14.5% (R3)	20%
6	家庭生活と社会活動等の両立支援	子育て支援、介護サービス施策の認知度		63.1% (H28 市民意識調査)	80%	-	80%
7	健康づくり支援の推進	特定健診受診率	36.7% (H21)	44.0% (H26)	50% 以上	40.8% (R2)	50% 以上
8	国際社会の動向の理解の促進	男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較に関心のある人の割合		29.8% (H28 市民意識調査)	30%	38.2% (R3 市民意識調査)	50%※

※目標値（R 8）の設定について

現状（令和３年度）で目標値を達成している３項目（基本目標４の「男は仕事、女は家庭」という意識を持つ人の割合、ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合、基本目標８の男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較に関心のある人の割合）は、計画策定時からの推移を勘案し、計画最終年度（令和８年度）に向け新たな目標値（※印）を設定しました。

それ以外の項目は、後期計画での目標値と同じ値とし、引き続き推進を図ることとしました。